

# 協同活動の成果

## 第38回通常総代会資料



新甲賀支所オープンセレモニー



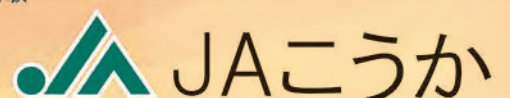
JAこうか女性部「女性フェスティバル＆家の光大会」



ちゃぐりんフェスタ収穫体験



JA こうかイメージキャラクター



# 目次

●ごあいさつ	2
●平成27年度表彰者	3
●第38回通常総代会提出議案	4
総代会に対する理事の提出書	6
●提出議案説明資料	
第1号議案説明資料	
事業報告	7
I. 組合の事業活動の概況に関する事項	
II. 対処すべき重要な課題	
III. 組合の運営組織の状況に関する事項	
貸借対照表	28
損益計算書	30
注記表	32
附属明細書	42
I. 貸借対照表等の附属明細書	
II. 事業報告の附属明細書	
剰余金処分案（第38年度）	50
独立監査人の監査報告書	51
監査報告書	53
部門別損益計算書	54
第2号議案説明資料	
平成28年度事業計画	55
総合財務計画	64
総合損益計画	65
部門別損益計画	67
第3号議案説明資料	68
第4号議案説明資料	86
第5号議案説明資料	88
第6号議案説明資料	90
●報告事項	
子会社及び関連会社決算書	91
「JAバンク基本方針」について	97
●決議（当日配布）	

※この資料の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計の計算結果に差額が生じている場合があります。

# 第38回通常総代会次第

と き : 平成28年6月25日(土)午後1時30分より

と ころ : J Aホール

1. 開会のことば
2. 組合長あいさつ
3. 表彰状の贈呈
4. 来賓祝辞
5. 総代会成立宣言
6. 議長の選任
7. 書記の指名
8. 議事
9. 閉会のことば

総代定数	総代現数	本人出席	代理人出席	書面出席	合 計
614人	人	人	人	人	人

議 長	氏 名

## 組合員のみなさまへ

本日ここに、第38回通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

組合員のみなさまには、日頃から当JAの各事業並びに運営に対し、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度のJAを取り巻く情勢は、これまでに経験したことのない変化の年となりました。農業政策では、昨年10月のTPP大筋合意を経て、本年2月には参加12か国による調印が行われ、国会批准の段階にあります。また、農産物の輸出拡大や生産資材の価格調査などとあわせ、平成28年度の国の予算面でTPP関連の対策が進められています。本年の4月1日には、改正農協法が施行され、JAの事業目的やガバナンス体制等が見直されるとともに、准組合員の利用規制については、今後5年間で結論を出すこととされました。

これらはJAの事業活動や組織運営に直結する重要な事項であり、今後のJAの自己改革が一層注目されることは申し上げるまでもありません。

こうした情勢変化の中、JAこうかでは、第13次3カ年計画の中間年度として、その確実な実践とともに、地域社会における存在感を高めていくため、総合事業を活かした事業間連携の取り組みや商品開発、組合員・利用者の組織活動の充実、出向く体制づくりと積極的な情報発信に取り組んでまいりました。

また、施設の整備面では、支所・店の再配置スケジュールに基づき、昨年9月に新甲賀支所をオープンいたしました。さらに、本年11月には湖南支所のオープンを予定しており、より一層高度なサービスの提供に努めてまいります。

事業活動の成果としましては、事業間で計画の達成度合いに差はありましたものの、計画どおりの事業総利益を計上することができましたことは、これもひとえに組合員のみなさまの温かいご支援の賜物と改めてお礼申し上げます。

平成28年度は、第13次3カ年計画の仕上げの年であり、また、次期3カ年計画の策定の年となります。これまで以上に組合員や地域のみなさまの想いを、各事業と組織運営に反映させ、JAこうかの自己改革を進めていく仕組みづくりとして、組合員のみなさまにアンケートの実施や組合員・利用者による組織活動の充実、役員体制の見直し等の取り組みを行ってまいります。

JAこうかの自己改革に向け、役職員一同一つとなって取り組んでまいりますので、今後とも格段のご支援・ご協力をお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成28年6月25日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長 山田 嘉一郎



# 平成27年度表彰者

平成27年度において、特にJAこうかの事業発展に貢献されました下記の組合員の方々をご紹介します、表彰させていただきます。

今後とも益々JAこうかの発展のためにご協力を賜りますようお願いいたします。

(順不同、敬称略)

## ●米穀出荷優良農家・複合経営優良農家

嶋田 増弘

## ●野菜共販出荷功労農家

藤井 正一

## ●野菜共販出荷利用優良農家

堀 光三

## ●永年功績役員

木下 純一

大平 啓治

宿谷 忠五

石川 昭平

清水 宗次

北田 耕平

## ●特別表彰

【平成27年度滋賀県花き品評会】  
最優秀賞 農林水産大臣賞受賞

矢田 勇雄

【滋賀県茶業コンクール第40回荒茶品評会】  
せん茶の部 1等1席 農林水産大臣賞受賞

黒田 真明

# 第38回通常総代会提出議案

- 第1号議案** 平成27年度（第38年度）事業報告、剰余金処分案の承認について（P7～P54）  
平成27年度（第38年度）の「事業報告」の承認をお願いするとともに、JAを取り巻く環境が依然として厳しい折から、財務基盤の強化をはかるとともに、今後の事業展開等を勘案した中で、「剰余金処分案」を確定させるため、承認をお願いするものです。
- 第2号議案** 平成28年度（第39年度）事業計画の設定について（P55～P67）  
「平成28年度事業計画」の承認をお願いするものです。
- 第3号議案** 定款並びに定款附属書役員選任規程及び定款附属書総代選挙規程の一部変更について（P68～P85）  
(特別決議)  
定款並びに定款附属書役員選任規程及び定款附属書総代選挙規程の一部変更の承認をお願いするものです。
- 第4号議案** 規約の一部変更について（P86～P87）  
規約の一部変更の承認をお願いするものです。
- 第5号議案** 信用事業規程の一部変更について（P88～P89）  
信用事業規程の一部変更の承認をお願いするものです。
- 第6号議案** 監事監査規程の一部変更について（P90）  
監事監査規程の一部変更の承認をお願いするものです。
- 第7号議案** 平成28年度（第39年度）理事の報酬額の決定について  
本総代会で定める（平成28年7月から平成29年6月までの間の）理事の報酬については、地区運営委員会副委員長で構成する「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して出された答申を踏まえ、総額4,800万円以内とし、その範囲内における各理事の報酬額、支給方法などについては理事会に一任することについて承認をお願いするものです。なお、理事は27名であり、理事の報酬額には職員兼務理事の職員分給与は含まないものとします。
- 第8号議案** 平成28年度（第39年度）監事の報酬額の決定について  
本総代会で定める（平成28年7月から平成29年6月までの間の）監事の報酬については、地区運営委員会副委員長で構成する「役員報酬審議会」において、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して出された答申を踏まえ、総額1,250万円以内とし、その範囲内における各監事の報酬額、支給方法などについては監事の協議に一任することについて承認をお願いするものです。なお、監事は6名（うち員外監事1名）です。

## 附 帯 議 案

この総代会で決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び  
違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により、補正変更を必要とする  
場合には、その主旨に反しない範囲内において、その変更を理事会に一任すること  
について承認をお願いするものです。

## 報 告 事 項

1. 平成27年度貸借対照表、損益計算書及び注記表について（P28～P41）
2. 子会社及び関連会社の決算報告について（P91～P96）
3. 「JAバンク基本方針」について（P97～P98）

## 決 議

（当日配布）

以上のとおり上程いたします。

平成28年6月25日

甲賀農業協同組合  
代表理事組合長 山 田 嘉 一 郎

## 総代会に対する理事の提出書

平成27年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、部門別損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びにこれらの附属明細書について、監査報告書を添えて総代会に提出します。

平成28年 6 月25日

甲賀農業協同組合

代表理事組合長	山田 嘉一郎	理 事	小倉 剛
代表理事専務理事	竹永 豊	理 事	船田 榮一
総務担当常務理事	田村 安佐	理 事	田村 正弘
経済担当常務理事	渡邊 實	理 事	田中 洋一
理事 参事 (企画・JA改革担当)	西澤 総一郎	理 事	中野 和彦
理事 参事 (金融担当)	寺村 嘉治	理 事	黄瀬 忠幸
理 事	川村 克己	理 事	小川 伊之輔
理 事	池本 隆治	理 事	八太 洋市
理 事	谷口 治郎	理 事	高畑 学
理 事	森村 秀紀	理 事	上西 一嗣
理 事	林田 清光	理 事	森田 幹雄
理 事	青木 寛治	理 事	上田 和子
理 事	中村 昌徳	理 事	前田 桃代
理 事	福田 敦三		



# 第1号議案説明資料

## 平成27年度事業報告

第38年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）事業報告

### I. 組合の事業活動の概況に関する事項

#### 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

平成27年度のJAを取り巻く情勢は、これまでに類を見ない激変の年度となりました。TPP大筋合意以降、国内ではTPP承認案の国会可決に向けた動きが進み、並行して規制改革会議・農業WG（ワーキンググループ）による、TPP関連対策が進められました。この対策では、農産物の輸出力強化や、生産資材価格の調査など、JAの事業に直結する事項が重点となりました。さらに、8月には改正農協法が国会で成立し、従来の事業運営原則であった非営利原則が削除され、農業所得の増大に最大限の配慮を行うこと等、職能組合の色合いが濃くなるとともに、理事の過半数を認定農業者等とするガバナンスの見直しが行われ、また、准組合員の利用規制については、今後5年間の正・准組合員の利用状況やJA改革の実施状況の調査結果により結論を出すこととされました。経済面では、2月にマイナス金利政策が導入され、期末の長期金利がマイナスになるなど、金融市場においても過去にない金利情勢となりました。

こうした情勢変化の中、第13次3ヵ年計画の中間年度として、その確実な実践に取り組むとともに、組合員・利用者へ有益な情報発信を行うなど、各事業間の連携を強化した運営に取り組みしました。

農業関連事業では、販売専任担当者「甲賀のゆめ丸商人隊」による、野菜等の販路拡大に取り組むとともに、営農指導員と連携し、「忍」ブランドの野菜振興を進めました。また、産直店舗商品の宅配事業「花野果便宅配」の開始や、経済渉外担当者の設置による資材の提案活動など、出向く体制強化による情報提供に取り組みしました。

金融事業では、JAこうか元気倶楽部などの利用者組織について、地域に密着した活動ができるよう、地区統括支所単位で特色ある事業活動を多数実施し、より身近にJAを感じていただくことができました。また、農作業体験付きの貯金商品の販売や、営農指導員と連携した農業関連融資の拡大など、事業間の連携に取り組みしました。

支所・店の再配置については、支所・店再配置スケジュールに基づき、9月に甲賀支所・油日支所・甲賀駅前店・佐山店を統合した新甲賀支所をオープンしました。また、湖南地区についても、甲西支所と岩根支所を統合した湖南支所の平成28年11月末オープンに向けて建設工事に着手しました。

#### ①財務・事業成績の推移

(単位：百万円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
財務	事業総利益	3,379	3,387	3,388	3,316
	事業管理費	3,108	3,115	3,231	3,208
	事業利益	271	272	157	108
	経常利益	406	402	242	214
	当期剰余金	252	200	280	300
	総資産	171,759	176,440	183,950	183,880
	純資産	8,065	8,236	8,664	9,335
販売事業	販売品販売高	3,629	3,587	3,200	3,023
購買事業	購買品供給高	2,229	2,001	1,643	1,432

			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
信用事業	貯	金	157,786	163,015	169,165	168,239
	預	金	111,870	116,136	123,854	123,867
	貸	出	27,317	28,662	26,411	25,618
	有	価 証 券	20,133	19,619	20,678	21,104
		国 債	3,970	3,019	2,214	2,636
	そ の 他	16,163	16,600	18,464	18,468	
共済事業	長 期 共 済 保 有 高		636,927	615,772	593,676	574,130
	短 期 共 済 受 入 掛 金		1,249	1,329	1,336	1,309

## ②単体自己資本比率の状況

(単位：%)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単 体 自 己 資 本 比 率		15.80	15.89	14.53	14.90

## 1. 営農経済事業

### (1) 米・麦・大豆

米は、平成27年産米の作況指数が平年並みの「100」となったものの、管内全般では6月の天候不順による低温と8月上旬の猛暑から一転した中旬以降の低温・日照不足による登熟不良で減収傾向となり、集荷量は前年を約1万袋下回る23万8,558袋(7,157t)となりました。品質については8月中旬から9月上旬の低温・日照不足や大雨の影響で収穫が遅れ、白未熟粒や穂発芽があったものの、1等比率は、79.2%と前年を13.9ポイント上回りました。

麦は、作付面積が前年に比べ4.4ha増加し、471.4ha(前年比100.9%)となりましたが、4月の日照不足・低温による影響から減収となり、荷受重量は918.8t(前年比79.4%)、受検数量は797.2t(前年比79.1%)となりました。品質についてはミノリムギは刈取時の天候に恵まれたことから1等比率が92.6%(前年実績46.9%)となりました。一方、農林61号は病害虫被害の発生はなかったものの、登熟期における低温・日照不足や刈取後期の天候不順により、1等比率は34.2%(前年実績71.3%)と前年を下回りました。

大豆は、作付面積が、前年に比べ21.7ha増加(前年比106.2%)しましたが、6月中旬以降断続的な降雨の影響で播種作業が遅れ、小さめの生育となったことから、荷受重量は404.8t(前年比80.5%)、検査数量は336.3t(前年比82.6%)と前年を下回りました。品質については、1等比率が42.9%(前年実績27.6%)と前年を上回る結果となりました。



①平成27年産米集荷実績

(単位：袋、t、%)

項 目	平成26年産		平成27年産		前年比	
	集荷数量	集荷重量	集荷数量	集荷重量		
地 区 別	水口地区	70,469	2,114	69,921	2,098	99.2
	土山地区	37,666	1,130	36,554	1,097	97.0
	甲賀地区	54,531	1,636	50,296	1,509	92.2
	甲南地区	43,380	1,301	40,552	1,217	93.5
	信楽地区	17,119	514	14,949	448	87.3
	湖南地区	25,992	780	26,286	789	101.1
合 計	249,157	7,475	238,558	7,157	95.7	

②籾乾燥施設利用実績

(単位：t、%)

地 区 名	平成26年度	平成27年度	前年比
水口	1,314	1,097	83.5
土山	605	517	85.5
甲賀	1,274	1,047	82.2
甲南	828	650	78.5
信楽	651	531	81.6
湖南	608	642	105.6
合 計	5,280	4,485	84.9

③育苗センター利用実績

(単位：箱、%)

地 区 名	平成26年度	平成27年度	前年比
水口	51,513	49,203	95.5
土山	36,221	34,173	94.3
甲賀	36,990	35,854	96.9
甲南	27,265	26,483	97.1
信楽	27,117	25,141	92.7
湖南	49,137	46,895	95.4
合 計	228,243	217,749	95.4

※水口・土山・甲賀地区は甲西広域育苗施設、信楽地区は甲南広域育苗施設が対応しています。

(2) 園芸

「甲賀の野菜」園芸振興では、「忍」ブランド野菜や契約栽培野菜を中心にインショップ・生協や卸売市場などの販路拡大に取り組み、主力の「忍葱」や重点野菜の「タマネギ・かぼちゃ・キャベツ」を始めとする総作付面積は前年を上回る111haとなりました。

農家の労力削減への取り組みとして、定植機や収穫機などの貸し出しや、生産コストの低減としてJA所有の育苗ハウスで野菜苗の生産に取り組み、7,851枚(約19.2ha分)の野菜苗を市場よりも安価で供給しました。

直売所「花野果市」3店舗を合わせた来客数は44万3,349人、取り扱い高は前年を4,300万円上回る8億2,500万円となりました。また、6月1日より花野果市の商品が自宅にいながら購入できる「花野果便宅配」を開始し、約200件のご利用をいただきました。



(3) 茶

茶は、春先の気温が高く推移したことにより、近年になく萌芽期が早まり、その後も適度な降雨もあり順調に生育したことから、収穫開始日は平年より5日程度早まりました。収穫量は平坦地・山間地ともにほぼ前年並みとなりました。

販売については、全国的なりーフ茶の需要減少と在庫過多により軟調相場となりましたが、岐阜県で開催された第68回関西茶業振興大会では、普通煎茶の部において1等入賞をはじめ、多数の組合員が上位入賞され、普通煎茶の部において甲賀市が産地賞第2位を受賞し、「近江の茶」の主産地である甲賀市の名声を高めることができました。

荒茶集荷実績

(単位：t、%)

地 域	平成26年度	平成27年度	前年比
平 坦 地	178.1	169.9	95.4
山 間 地	97.1	91.6	94.3
合 計	275.2	261.5	95.0

(4) 畜産

畜産全体では、円安を背景とした飼料穀物価格の高止まりにより、経営が大きく圧迫される年となりました。

牛乳の販売高は、高齢化による酪農家の廃業により減産となり、4億3,400万円となりました。また、肉牛の販売高は、販売契約先が減り、出荷頭数が前年から減少したものの、枝肉価格が需給逼迫により上昇したこともあり、計画を2,800万円上回る1億6,700万円となりました。

(5) 資材

平成27年度より経済渉外担当者を配置することで生産資材の拡大を図りました。

水稻では、飼料用米の低コスト生産に向け、一発肥料「一楽30あか」や大型規格オリジナル農薬「バッチリ粒剤10kg×3」の取り扱いを開始しました。

また、茶においてはオリジナル低価格肥料「ニューきらめき」や農家のこだわりに対応したオーダーメイド肥料「私だけの肥料」の取り扱いを開始しました。

生活資材では、米の年間予約制度を開始し、供給拡大に取り組みました。

(6) ガス

移管計画に基づき平成26年4月より開始したガス事業移管について、平成27年7月5日をもって関連会社である甲賀協同ガス㈱に移管が完了しました。

(7) 労働災害保険事務組合

組合員等の委託を受けて行っている労働保険事務では、労働保険料等の徴収及び納付を事務処理規程に従い実施するとともに、農作業事故に備え、労働保険の加入促進・啓発を行いました。

労働保険料特別会計報告書（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

項 目	金 額
納 付 保 険 料 (A)	6,065,872 円
過 払 保 険 料 (B)	0 円
不 足 保 険 料 (C)	0 円
滞 納 保 険 料 (D)	0 円
27年度概算・確定保険料 (A) - (B) + (C) + (D)	6,065,872 円
一 般 拠 出 金	1,525 円
還 付 金	0 円
納 付 追 徴 金	0 円
納 付 延 滞 金	0 円

## 2. 生活関連事業

### (1) 資産相談

地域環境の維持保全を目的として取り組みを開始した空き家・空き地の巡回管理サービス事業では、(株)JAゆうハートと連携し、敷地内の除草・清掃作業を中心に受託を行いました。

また、組合員の資産管理として、市街化区域内土地の利活用の提案や契約管理業務などの資産保全の業務に取り組むとともに、確定申告前の税理士による個別の無料税務相談会の実施や葬祭事業利用者に対する相続手続きなどの支援業務を実施しました。

### (2) 葬祭

葬祭は、新たにやすらぎ会員制度を開始し、791名の加入をいただき、会員向け特典として、遺影写真の無料サービス、生花祭壇・供養品の割引を行いました。

葬儀取り扱い件数は296件となり、JAホール、甲賀斎苑とも前年の取り扱い件数を上回りました。葬祭供給高は、前年を3,600万円上回る4億2,100万円となりました。



### (3) 観光

観光は、九州方面を中心に地区別のふれあい旅行（九州方面）、新甲賀支所のオープン記念旅行、四国・西国巡礼の旅、女性の方を対象とした日帰りバス旅行や観劇旅行等を企画・実施しました。

また、元気倶楽部会員向けの旅行（1泊・2泊・日帰り・海外旅行）、JAこうか女性部部員対象旅行（日帰り・1泊旅行）、JAしが女性協議会との協賛による「仲間づくりハワイ旅行」など、他部門との連携による旅行を実施し、多くの方にご利用いただきました。

## 3. 金融事業

### (1) 信用

#### 【貯金】

金利優遇定期貯金として「サマーキャンペーン」・「ウィンターキャンペーン」に取り組むとともに、JAらしい農業体験付定期積金「わくわくパック」を発売し、多くのご契約をいただきました。

また、「JAこうか元気倶楽部」は、グラウンドゴルフ大会や落語会、家庭菜園教室や健康ヨガ教室など活動拠点を地区主体の趣向に合わせた特色ある事業を開催したことから延べ3,370名の参加をいただきました。

## 【貸出金】

休日ローン相談会の開催や、ハウスメーカーと連携した住宅ローンの取り扱い拡大に努めました。また、10月から特別金利商品「今がチャンス！JA住まいるローン」を発売したことにより、住宅資金の貸出が順調に推移し、新規貸出金は22億9千万円（前年比141.1%）となりました。

## (2) 共済

共済契約者を中心とした3Q訪問活動では、保障内容の点検(あんしんチェック)等、きめ細やかな相談や提案活動を行いました。

特に近年は、契約者ニーズが死亡保障から生存保障へ変化してきたことから、年金共済・子ども共済・がん共済の契約件数が1万2,866件（前年比105.8%）、建物の火災・地震・自然災害に備えた建物更生共済の契約件数が1万7,110件（前年比102.5%）と前年を大きく上回るご契約をいただきました。平成27年度の共済契約の実績が特に優秀であったことが認められ、3年連続で全国表彰を受賞することができました。

世代別には、高齢者の事故防止や、詐欺被害者にならないための啓発活動として、交通安全教室や特殊詐欺被害防止教室を開催しました。また、子育て世代を対象とした「はじめてママ教室」を開催し、「ベジタブルトーク」や「ベビーサイン」について学んでいただくなど、子育て応援にも取り組みました。



はじめてママ教室

## 共済金の支払状況

(単位：件、千円)

支 払 事 由			件 数	支 払 金 額	支 払 事 由			件 数	支 払 金 額
満 期	生 命 総 合		1,629	2,008,936	短 期 事 故 共 済 金	車 両	621	181,143	
	建 物 更 生		1,907	2,277,221		対 人 賠 償	169	93,615	
	計		3,536	4,286,156		対 物 賠 償	702	222,737	
長 期 事 故 共 済 金	死 亡		146	838,650		人 身 傷 害 ・ 搭 乗 者	248	41,653	
	後 遺 障 害		4	41,000		自 賠 責	235	135,211	
	入 通 院		1,636	230,424		傷 害	97	17,269	
	建 物 自 然 災 害 等		113	21,887		そ の 他	279	19,438	
	そ の 他		49	46,997		計	2,351	711,066	
	計		1,948	1,178,957		そ の 他 給 付 金 計	94	6,866	
年 金 計		4,130	1,580,833	合 計		12,059	7,763,880		

## 4. 指導事業

### (1) 営農指導

水稻では、前年に引き続き、品質向上対策として高温登熟性に優れた「みずかがみ」の作付け推進を行い、作付面積は前年から約119ha増加し、約270haとなりました。

特別栽培米生産部会では、日本穀物検定協会の食味評価「特A」の取得を目標に部会員に向けてJAこうか公式ホームページに「チャレンジ特Aの手引き」を掲載し、指導を強化しました。

水田活用米穀（飼料用米・加工用米）の拡大取り組みでは、麦の作付不利益地への推進により、本年の取り組み面積は、100.3ha（前年比162%）となりました。

茶では、生産振興支援策として、茶園改植事業に対する経費の支援を行い、13戸で約2.8haの改植実績となりました。

### (2) 生活指導

小学生を対象とした「ちゃぐりんフェスタ」では、さつまいもの苗植えや収穫と料理教室を組み合わせて、親子で体験するなど食農教育を展開しました。

「女性の力をJA運営の中へ」と題して女性総代を対象に研修会と常勤役員との意見交換会を開催しました。

農産物加工研修施設では、加工施設をJA会館に移転して初めての味噌製造と味噌づくり体験の取り組みを開始しました。また、男性料理教室、甲賀の野菜を使った料理教室、クッキングフェスタの地産地消料理などを実施しました。

JAこうか女性部については、「家の光」誌を活用した倶楽部活動や「園芸講座」、防災についての知識と意識を高めるため「体験型防災学習施設」を訪れるなど多彩な活動を支援しました。

健康管理活動では、保健師や看護師の指導による「健康講話」や「健康ウォーキング」、「生活習慣病予防と対策」や「笑いヨガ教室」、「リズム体操」などの健康教室を開催し、延べ200名のご参加をいただきました。



ちゃぐりんフェスタ

## 5. 審査・監査・管理部門

### (1) 審査部門

支所の融資担当者に対する集合研修や臨店指導を通して、貸出審査能力の向上を図るとともに、固定化債権の流動化に努めました。

また、厳正な資産査定を実施し、健全かつ適正な資産管理に努めました。

### (2) 監査部門

内部けん制の強化と事務処理の適正化に重点を置き、内部監査実施計画に基づいて監査を実施しました。また、無通告による内部監査の実施により実効性の確保に努めるとともに、フォローアップ監査を実施して、事務改善の指導に努めました。

### (3) 管理部門

9月に甲賀支所、油日支所、甲賀駅前店、佐山店を統合し新甲賀支所をオープンしたほか、旧下田店倉庫の賃貸、旧小原店の敷地を子会社の㈱JAゆうハートのデイサービスセンター建設用地として賃貸するなど不稼働資産等の有効活用を図りました。

広報活動では、組合員とJA役職員のTPPやJA改革等に対する情報共有を図るために取り組んだ日本農業新聞普及拡大運動による購読部数の増部実績や地元記事の送稿数、また、JA職員のスキルアップを目的とした日本農業新聞の記事活用の取り組み等が総合的に評価され、平成28年5月に日本農業新聞大賞を受賞することができました。

コンプライアンス態勢では、日常業務における事象をもとにコンプライアンス違反の未然防止に向け職場内研修を実施したほか、「ヒヤリ・ハット・キガカリ報告書」を活用した「治療」から「予防」への取り組みを実施しました。また、マイナンバー制度導入に伴い、個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針及び関連規程を改訂し、情報の適正管理に努めました。

#### 【人事労務管理・人権対策】

こころのこもったサービスの提供、利用者に満足いただけるJAを築くため、職場単位の研修会を開催し、職員接遇マニュアル「レインボーロード-7つの原点※」の定着に努めました。また、日本電信電話ユーザ協会主催の電話対応コンクールに参加し、電話対応マナーの向上を図りました。

人権教育では、職場単位の人権問題実践研修や長時間・短時間研修に取り組みました。組合員に向けては、広報紙で人権啓発コーナーの設置や大農業祭での啓発など、人権意識の高揚に努めました。

※「レインボーロード-7つの原点」とは、地域から信頼と満足される「キラリと光るJAここの職員」を目指すため、「気持ちの良いあいさつ」「心からの接客」等、7つの接遇項目を定め実践する職員マニュアルです。

#### 平成27年度に取得した主な固定資産等

(単位：千円)

取得資産名	取得価額	圧縮額
甲賀地区統括支所	164,100	68,119
水口CE サイロ型貯蔵庫 防水・塗装	31,420	
甲賀営農経済センター 倉庫	14,862	9,711
水口低温倉庫 屋根改修	11,029	
甲南育苗 パイプハウス 2棟	4,580	
JAグリーン花野果市 ガラス温室改修等	4,197	
甲南育苗、甲西育苗 温湯消毒装置給湯器等改修	3,700	
玉葱貯蔵用冷蔵コンテナ	2,980	1,490
相模低温倉庫 空調設備更新	2,778	
玉葱収穫機	2,580	500
荷受用コンテナ 20台	2,470	
公用車更新 2台	2,423	
玉葱掘取機	2,300	
玉葱定植機	2,120	1,060
JAホール LEDスポットライト	1,970	
柏木支所 エアコン更新	1,800	
人参洗浄機、人参選別機	1,510	500
里芋根切り機、里芋磨き機	368	184



## 1年間のあゆみ（平成27年度）

- 4月 1日 平成27年度新規学卒採用職員入組式  
 1日 平成26年度決算監事監査～2日（現金・棚卸実査）  
 11日 営農事業推進大会  
 11日 金融事業推進大会  
 23日 平成26年度決算監事監査～27日  
 23日 監事会  
 25日 JAこうか女性部通常総会  
 27日 理事会
- 5月 11日 JA全国監査機構期末監査～14日  
 11日 臨時監事会  
 13日 家の光料理講習会  
 14日 臨時監事会  
 22日 「交通安全啓発ラッピングバス2号車」出発式  
 27日 JAこうか元気倶楽部・JAこうかプレミアム倶楽部  
 「忍人ハートサロン」津軽三味線演奏会（甲南）  
 27日 地区別総代及び農事改良組合長合同懇談会～6月4日  
 28日 監事会  
 28日 監事監査  
 29日 理事会
- 6月 1日 JAグリーン花野果市リニューアルオープン  
 1日 花野果便宅配開始  
 14日 第1回ちゃぐりんフェスタ  
 19日 理事会・監事会  
 20日 第37回通常総代会  
 20日 臨時理事会・臨時監事会  
 23日 JAこうかいちじく生産部会現地研修会
- 7月 1日 臨時理事会・臨時監事会  
 2日 七夕感謝祭（石部）～10日  
 10日 JAこうか元気倶楽部「納涼落語会」（甲南）  
 10日 第33回JAこうか元気倶楽部ふれあいゲートボール大会  
 11日 ㈱JAオートパルこうか自動車大展示会～12日  
 22日 JAこうか健康教室&交通安全講座～31日  
 22日 「はじめてママ教室」  
 27日 理事会・監事会  
 28日 平成27年度第1四半期監事監査～29日  
 29日 JAこうか元気倶楽部「交通安全落語」（土山）  
 30日 JAこうか元気倶楽部「家庭菜園教室」（甲南）
- 8月 5日 臨時監事会  
 18日 タマネギ栽培研修会  
 19日 監事会  
 25日 理事会  
 30日 JAこうか&家の光クッキング・フェスタ
- 9月 14日 甲賀支所オープン  
 25日 理事会・監事会  
 27日 男性料理教室  
 30日 平成27年度仮決算監事監査～10月2日（現金・棚卸実査）
- 10月 5日 JAこうか元気倶楽部健康保養旅行～8日（下呂温泉）  
 9日 組合員対象「落語会」（信楽）  
 11日 第2回ちゃぐりんフェスタ  
 14日 滋賀県常例検査（1次）  
 15日 天保義民祭  
 20日 滋賀県茶振興大会  
 22日 平成27年度仮決算監事監査～27日  
 26日 理事会・監事会  
 31日 ㈱JAオートパルこうか自動車大展示会～11月1日



入組式



「交通安全啓発ラッピングバス2号車」



JAこうか元気倶楽部ゲートボール大会



甲賀支所オープン



天保義民祭

- 11月 5日 女性総代研修会  
 5日 第5回JAこうか元気倶楽部本部グラウンドゴルフ大会  
 7日 JAこうか女性部「仲間づくり活動」(高野山)  
 12日 監事会  
 13日 全農しが農業機械大展示会～15日(長浜ドーム)  
 14日 2015大農業祭～15日  
 16日 JA組合員健康診断～30日  
 19日 滋賀県常例検査(2次)～12月1日  
 19日 JAこうか健康ウォーキング  
 25日 JAこうか元気倶楽部  
 「忍人ハートサロン」押し絵作り(甲南)  
 25日 理事会



2015大農業祭

- 12月 1日 JAこうか女性部「やさしいリズム体操」  
 1日 第1回地区別運営委員会～10日  
 6日 第3回ちゃぐりんフェスタ  
 10日 JAこうか女性部「愛の米ひとにぎり運動」贈呈式  
 10日 「はじめてママ教室」  
 12日 第1回「わくわく農業体験」(信楽)  
 14日 JAこうか肉牛部会「家畜慰霊祭」  
 17日 「家の光家計簿」エンディングセミナー  
 18日 生活協同組合コープしがと  
 「地場産提携に関する協同組合間協定の協定」を締結  
 25日 理事会・監事会  
 26日 男性料理教室  
 26日 フラワーアレンジメント教室



わくわく農業体験(信楽)

- 1月 4日 JAグリーン花野果市「新春大感謝祭」  
 12日 JA全国監査機構期中監査～19日  
 21日 JAこうか元気倶楽部「輝きツアー」  
 ～24日(ベトナム)  
 23日 (株)JAオートバルこうか自動車大展示会～24日  
 25日 理事会・監事会



JAグリーン花野果市「新春大感謝祭」

- 2月 2日 平成27年度第3四半期監事監査～3日  
 6日 JAこうか特別栽培米生産部会総会  
 8日 JAこうか健康教室&交通安全講座～12日  
 13日 第2回「わくわく農業体験」(信楽)  
 15日 監事監査  
 15日 監事会  
 25日 理事会  
 27日 JAグリーン花野果市「創業20周年祭」～3月21日  
 27日 JAこうか女性部「女性フェスティバル&家の光大会」



JAこうか女性部  
 「女性フェスティバル&家の光大会」

- 3月 1日 第2回地区別運営委員会～10日  
 4日 大規模稲作経営者部会総会  
 5日 セカンドライフセミナー  
 5日 (株)JAオートバルこうか自動車大展示会～6日  
 14日 花野果倶楽部総会  
 20日 JAこうかプレミアム倶楽部「女子プロゴルファーによる大甲賀C.Cレベルアップゴルフ教室」  
 23日 監事監査  
 23日 監事会  
 24日 野菜栽培研修会～29日  
 25日 理事会  
 26日 全役員大会  
 31日 平成27年度決算監事監査(現金・棚卸実査)



セカンドライフセミナー

## 理事会の主な協議事項

開催日	協議事項
4月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成26年度決算結果について</li> <li>2. 第37回通常総代会提出議案について</li> <li>3. 平成26年度事業報告について</li> <li>4. 平成27年度事業計画の一部変更について</li> <li>5. 定款の一部変更について</li> <li>6. 信用事業規程の一部変更について</li> <li>7. 任期満了による役員の選任について</li> <li>8. 平成26年度表彰者について</li> <li>9. 平成27年度地区別総代及び農事改良組合長合同懇談会開催要領について</li> <li>10. 第37回通常総代会開催要領について</li> <li>11. 平成27年度コンプライアンスプログラムについて</li> <li>12. 平成27年度製茶加工料金の設定について</li> <li>13. 平成27年度麦乾燥調製利用料金の設定について</li> </ol>
5月29日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成26年度滋賀県常例検査指摘事項に係る最終回答について</li> <li>2. 第37回通常総代会資料の注記表及び附属明細書の一部変更について</li> <li>3. 平成26年度決算書の承認について</li> <li>4. 第37回通常総代会に係る書面議決権の行使期限及び記載留意事項について</li> <li>5. 第37回通常総代会の第7号議案「任期満了による役員の選任について」に係る関連資料について</li> <li>6. (株)JAゆうハートの平成27年度事業計画について</li> <li>7. (株)JAオートパルこうかの平成27年度事業計画について</li> <li>8. 職制規程の一部変更について</li> <li>9. 就業規則の一部変更について</li> <li>10. 給与規程の一部変更について</li> <li>11. 年俸制給与規程の制定について</li> <li>12. 退職給与規程の一部変更について</li> <li>13. 平成28年度職員採用計画について</li> <li>14. リスク管理債権の処理方針について</li> <li>15. 員外・大口貸付について</li> <li>16. 水口カントリーエレベーター2号基サイロ防水工事（固定資産取得）について</li> <li>17. 水口低温倉庫屋根改修工事（固定資産取得）について</li> </ol>
6月19日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政庁に提出する業務報告書及び連結業務報告書の承認について</li> <li>2. 組織機構の変更に伴う諸規程の一部変更について</li> <li>3. 参事の任命について</li> <li>4. 平成27年産米出荷契約金及び出荷契約金支出枠について</li> </ol>
6月20日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 代表理事・常勤理事及び役付理事の選任について</li> <li>2. 理事の順位について</li> </ol>
7月1日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定理事の選任について</li> <li>2. 地区担当理事・理事委員会構成について</li> <li>3. 子会社等の役員の選任について</li> <li>4. JA推薦農業委員の推薦について</li> <li>5. 平成27年度（平成27年7月～平成28年6月）各理事の報酬額について</li> <li>6. 理事の退任に係る慰労金の支給について</li> <li>7. 役員賠償責任保険の継続加入について</li> <li>8. 業務報告書及び連結業務報告書の行政庁への提出について</li> </ol>
7月27日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人情報保護統括管理者及び情報セキュリティ統括管理者の選任について</li> <li>2. ディスクロージャー誌の作成について</li> <li>3. 平成27年産米粗乾燥調製施設利用料金の設定について</li> <li>4. 農産物検査業務規程の一部変更について</li> </ol>
8月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 湖南地区統括支所新築工事（固定資産取得）について</li> <li>2. 甲賀支所・油日支所・甲賀駅前店及び佐山店の再配置について</li> <li>3. 諸規程の一部変更について</li> <li>4. 第27回JA全国大会組織協議案に対する組織協議の実施と意見集約について</li> <li>5. 信用事業方法書（為替取引）の一部変更について</li> <li>6. 貯金取引に係る利益相反取引について</li> <li>7. 平成27年産米概算金について</li> </ol>

開催日	協議事項
9月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンプライアンス・マニュアルの一部変更について</li> <li>2. 平成27年度仮決算処理方針について</li> <li>3. 自己資本比率算出要領の一部変更について</li> <li>4. 余裕金運用規程の一部変更について</li> <li>5. 余裕金運用等に係るリスク管理手続きの一部変更について</li> <li>6. 平成27年産麦概算金について</li> <li>7. 平成27年産水田活用米穀概算金について</li> <li>8. 平成27年産水田活用米穀の販売手数料の設定について</li> </ol>
10月26日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成27年度仮決算結果について</li> <li>2. 平成27年度第1回地区別運営委員会開催要領について</li> <li>3. 正組合員資格の特例に係る定款規定の継続措置について</li> <li>4. 員外貸付について</li> <li>5. 平成27年度大豆乾燥調製施設利用料金について</li> <li>6. 平成28年度育苗センター利用料金について</li> </ol>
11月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. マイナンバー制度導入に伴う関連方針及び規程等の一部変更及び新設について</li> <li>2. (株)JAゆうハート信楽サービスセンター(仮称)の設置について</li> <li>3. 工事受託に関する協定ならびに覚書の締結について</li> <li>4. 平成27年度上半期ディスクロージャーについて</li> <li>5. 平成27年度仮決算期リスク管理債権等の処理方針について</li> </ol>
12月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. (株)JAゆうハートの定款の一部変更について</li> <li>2. マイナンバー制度導入等に伴う関連規程等の一部変更について</li> <li>3. 理事と当組合との自己取引について</li> <li>4. 大口貸付について</li> </ol>
1月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成27年度第2回地区別運営委員会開催要領について</li> <li>2. 出資金差押による減口について</li> <li>3. 員外貸付について</li> <li>4. 自動車損害調査業務の移管について</li> <li>5. 理事と当組合との自己取引について</li> <li>6. 農産物検査業務規程の一部変更について</li> <li>7. 平成27年産大豆概算金について</li> </ol>
2月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成28年度事業計画骨子について</li> <li>2. 平成28年度内部監査方針及び内部監査実施計画について</li> <li>3. 総代定数の削減について</li> <li>4. 組織機構の一部変更について</li> </ol>
3月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成27年度滋賀県常例検査指示書に対する回答について</li> <li>2. 平成28年度事業計画について</li> <li>3. (株)初穂の平成28年度事業計画及び組織について</li> <li>4. 平成29年度職員採用計画について</li> <li>5. 平成27年度決算処理方針について</li> <li>6. 組織機構の一部変更に伴う諸規程の変更及び廃止について</li> <li>7. 経理規程の一部変更について</li> <li>8. 利用加工業務規程の一部変更について</li> <li>9. 平成28年度余裕金運用等に係る信用の供与等の限度額について</li> <li>10. 平成28年度信用の供与等の最高限度額の設定について</li> <li>11. 平成28年度大口貸出先の基準額の設定について</li> <li>12. 平成28年度借入金の最高限度額について</li> <li>13. 平成28年度貸出金利率の最高限度について</li> <li>14. 平成28年度余裕金運用について</li> </ol>

#### 監事会の主な協議事項

開催日	協議事項
4月23日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成26年度第3四半期監事監査の回答について</li> <li>2. 平成26年度JA全国監査機構決算監査の実施と対応について</li> </ol>
5月11日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成26年度決算監事監査報告書について</li> </ol>
5月14日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成26年度決算監事監査報告書について</li> </ol>
5月28日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自己資本比率について</li> <li>2. 平成26年度決算監事監査報告書について</li> <li>3. 平成26年度JA全国監査機構監査報告書及び監事の監査報告書について</li> <li>4. 平成26年度滋賀県常例検査指摘事項に係る最終回答の監事意見書について</li> <li>5. 監事の選任議案に関する同意について</li> <li>6. 平成26年度(決算期)自己監査書について</li> </ol>

開催日	協議事項
6月19日	1. 平成26年度内部監査の品質に関する内部評価結果について
6月20日	1. 代表監事の選出について 2. 常勤監事の選出について
7月1日	1. 特定監事の選任について 2. 各監事の報酬額について 3. 監事の退任に係る慰労金支給について 4. 平成27年度第1四半期監事監査実施計画について
7月27日	1. J Aバンクモニタリングについて 2. 平成27年度第1四半期監事監査及び監査報告書の取りまとめ日程について
8月5日	1. 平成27年度第1四半期監事監査の監査報告書の取りまとめについて
8月19日	1. 平成27年度第1四半期監事監査報告書について 2. J Aバンク体制整備モニタリング結果について 3. 平成27年度仮決算監事監査実施計画について 4. 第27回J A全国大会組織協議案の意見集約について
9月25日	1. 平成27年度仮決算監事監査（現金・棚卸品等実査）の実施について 2. 平成27年度仮決算監事監査（仮決算）実施計画について
10月26日	1. 平成27年度仮決算監事監査報告書の取りまとめ日程について
11月12日	1. 平成27年度仮決算監事監査の監査報告書の取りまとめについて 2. 常勤役員との意見交換会について
12月25日	1. 平成27年度第3四半期監事監査の実施について 2. 平成27年度上半期監査報告書（自己監査書）について 3. 平成27年度仮決算監事監査の回答について 4. J A全国監査機構期中監査の立会及び監査講評の出席について
1月25日	1. 平成27年度第3四半期監事監査の実施および取りまとめ日程について
2月15日	1. 平成27年度第3四半期監事監査結果の取りまとめについて 2. 平成27年度決算監事監査の実施日程等について 3. 平成26年産米・大豆最終精算に関する監事監査について
3月23日	1. 平成27年度決算監事監査について 2. 平成28年度監査方針及び年間監査計画について

#### 監事監査の実施状況

実施日	監査名	監査対象	監査従事延人数		
			監事	補助員	計
4月1日～2日	平成26年度 決算監査（実査）	現金・棚卸資産の実査 現金・棚卸資産の管理状況	12	12	24
4月23日～27日 （内3日間）	平成26年度 決算監査	平成26年度決算結果 事業部門重点目標の取り組み結果 資産査定結果とリスク債権処理方策 コンプライアンス事案の内容と解消策	18	9	27
5月28日	人事ローテーション監査	人事ローテーションの実施状況	6	3	9
7月28日～29日	平成27年度 第1四半期監査	平成27年度月別事業計画進捗管理状況 内部研修実績と職場内教育の実施状況 労務管理状況	12	4	16
9月30日 10月1日～2日	平成27年度 仮決算監査（実査）	現金・棚卸資産の実査 現金・棚卸資産の管理状況	13	15	28
10月22日～27日 （内3日間）	平成27年度 仮決算監査	平成27年度仮決算結果 資産査定結果とリスク債権の状況 コンプライアンス事案の内容と解消策 事業部門別重点目標の取り組み状況	18	9	27
2月2日～3日	平成27年度 第3四半期監査	平成27年度月別事業計画進捗管理状況 内部研修実績と職場内教育の実施状況 労務管理状況 常例検査指摘事項改善取り組み状況	12	4	16
2月15日	麦の共同計算監査	平成26年産麦の最終精算監査	6	3	9

実施日	監査名	監査対象	監査従事延人数		
			監事	補助員	計
3月23日	米等の共同計算監査	平成26年産米・大豆の最終精算監査	6	3	9
3月31日	平成27年度 決算監査(実査)	現金・棚卸資産の実査 現金・棚卸資産の管理状況	1	2	3
合計			104	64	168

#### 内部監査の実施状況

実施日	監査名	監査対象
4月28日～5月1日(内3日間)	第1回内部監査	平成26年度決算資産査定結果及び償却引当状況 平成26年度決算財務諸表の正確性 内部貯金口座管理状況
5月15日～26日(内8日間)	第2回内部監査	渉外活動における事務処理状況 指摘事項に対する改善取り組みの履行状況 業務引継ぎ状況 貯金者データ整備状況
8月3日～7日(内4日間)	第3回内部監査	営農経済事業事務処理状況 組織会計事務受託状況 利益相反管理体制 現金及び棚卸品の実査並びに管理状況【無通告】
10月5日～28日(内10日間)	フォローアップ 監査	検査・監査等の指摘事項の改善取り組み状況
10月20日～21日(内2日間)	第4回内部監査	平成27年度仮決算資産査定結果及び償却引当状況 平成27年度仮決算財務諸表の正確性 余裕金運用状況
11月9日～16日(内6日間)	フォローアップ 監査	検査・監査等の指摘事項の改善取り組み状況
12月3日～17日(内8日間)	第5回内部監査	業務自主検査実施状況 連続職場離脱実施状況 指摘事項に対する改善取り組みの履行状況
1月13日～19日 2月9日～23日(内9日間)	第6回内部監査	子会社(JAオートバルこうか・JAゆうハート・初穂) 渉外活動およびその管理状況 個人情報保護措置状況 農産物検査業務の事務処理状況

## Ⅱ. 対処すべき重要な課題

対処すべき重要な課題として下記の項目を定め、平成28年度事業計画（案）において実践事項として取り組みます。

### 1. 農産物の販売力強化と生産体制の効率化

農家所得の増大に向け、マーケットインに基づく農産物の生産と販売を強化するとともに、労働力や資材費の低減など、トータルコストの削減に取り組みます。

### 2. 組合員の満足度向上

J Aの総合機能を発揮するため、地域や世代に応じた組合員のニーズを的確に捉えることにより、組合員や地域社会の期待に応え、信頼されるJ Aを目指します。

### 3. 改正農協法への対応

組合員とJ Aの関係を強化していくため、准組合員がJ A運営へ意思を反映することのできる仕組みや、役員体制（理事に認定農業者、女性、青年農業者の登用）等について、事業・組織の見直しを進めます。

### 4. 財務基盤の強化とリスク管理体制の強化

部門別場所別分析による計画経営を徹底し、内部留保による自己資本の充実に取り組みます。また、総合的なリスク管理体制の強化を図るため、コンプライアンス態勢とリスク管理機能を強化し、経営の健全化を図ります。

### Ⅲ. 組合の運営組織の状況に関する事項

#### 1. 総代会の開催状況

##### 第37回通常総代会（平成27年6月20日（土）午後1時30分開催）

項目	結 果
総 代 定 数	定数614人（開催日現在総代数611人）
出 席 総 代	合計569人（本人出席311人、代理人出席0人、書面出席258人）
出席した総代でない正組員数	38人
出 席 准 組 員 数	5人
議 決 事 項	第1号議案 平成26年度（第37年度）事業報告、剰余金処分案の承認について 第2号議案 平成27年度（第38年度）事業計画の設定について 第3号議案 定款の一部変更について 第4号議案 信用事業規程の一部変更について 第5号議案 協同組合滋賀県エルピーガス保安センターからの脱退について 第6号議案 平成27年度（第38年度）経費の賦課について 第7号議案 任期満了による役員を選任について 第8号議案 理事の退任に係る退職慰労金の支給について 第9号議案 監事の退任に係る退職慰労金の支給について 第10号議案 平成27年度（第38年度）理事の報酬額の決定について 第11号議案 平成27年度（第38年度）監事の報酬額の決定について 附帯議案 報告事項 1. 平成26年度貸借対照表、損益計算書及び注記表について 2. 子会社及び関連会社の決算報告について 3. 「JAバンク基本方針」について 特別決議 TPPおよび農協改革に関する特別決議（案）

全議案が原案どおり可決・決定されました。

#### 2. 組員の状況

（単位：人）

資 格 区 分	前 期 末	当 期 加 入	当 期 脱 退	当 期 末	
正組員	個 人	6,474	69	186	6,357
	（うち女性）	(1,002)	(19)	(27)	(994)
	法 農事組合法人	26	0	0	26
	人 その他法人	23	3	0	26
計	6,523	72	186	6,409	
准組員	個 人	10,562	553	344	10,771
	（うち女性）	(2,990)	(285)	(66)	(3,209)
	農 事 組 合 法 人	3	0	0	3
	そ の 他 の 団 体	156	1	3	154
計	10,721	554	347	10,928	
合 計	17,244	626	533	17,337	

（備考）当期末正組員戸数 5,864 戸

当期末准組員戸数 8,704 戸

#### 3. 出資口数の状況

（単位：口）

資 格 区 分	前 期 末	当 期 増 加	当 期 減 少	当 期 末	
正組員	個 人	315,358	5,332	10,413	310,277
	法 農事組合法人	285	0	0	285
	人 その他法人	389	5	0	394
	計	316,032	5,337	10,413	310,956
准組員	個 人	164,099	13,684	6,048	171,735
	農 事 組 合 法 人	70	0	0	70
	そ の 他 の 団 体	4,910	23	45	4,888
	計	169,079	13,707	6,093	176,693
処 分 未 済 持 分	1,752	1,353	1,752	1,353	
合 計	486,863	20,397	18,258	489,002	

（摘要）(1) 出資一口金額 5,000 円

(2) 当期末払込済出資総額 2,445,010,000 円

(3) 1正組員当たり出資金額 242,593 円

(4) 1組員の持口最高限度 1,000 口



#### 4. 役員の状況

##### (1) 役員数

(単位：人)

区 分		前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員の定数
理事	常 勤	4	6	4	6	—
	非 常 勤	23	9	11	21	—
	計	27	15	15	27	27
監事	常 勤	1	1	1	1	—
	非 常 勤	5	5	5	5	—
	計	6	6	6	6	6
合 計		33	21	21	33	33

(注) 平成27年度末現在女性の役員は、理事2人、監事1人です。

##### (2) 役員の氏名及び役職等

区 分			氏 名	就任 年月日	任期満了 年月日	備 考	
役職名	常勤・非常勤	代表権					
代表理事組合長	常 勤	有	山田 嘉一郎	H27.6.20	(注)に記載		
代表理事専務理事	常 勤	有	竹永 豊				
総務担当常務理事	常 勤	無	田村 安佐				実務精通役員
経済担当常務理事	常 勤	無	渡邊 實				
理事参事 (企画・JA改革担当)	常 勤	無	西澤 総一郎				実務精通役員
理事参事 (金融担当)	常 勤	無	寺村 嘉治				実務精通役員
筆頭理事	非常勤	無	川村 克己				総務委員
理事	非常勤	無	池本 隆治				金融委員会委員長
理事	非常勤	無	谷口 治郎				経済委員会委員長
理事	非常勤	無	森村 秀紀				総務委員会副委員長
理事	非常勤	無	林田 清光				金融委員会
理事	非常勤	無	青木 寛治				経済委員会
理事	非常勤	無	中村 昌徳				総務委員会委員長
理事	非常勤	無	福田 敦三				金融委員
理事	非常勤	無	小倉 剛				経済委員
理事	非常勤	無	船田 榮一				金融委員
理事	非常勤	無	田村 正弘				経済委員
理事	非常勤	無	田中 洋一				総務委員
理事	非常勤	無	中野 和彦				金融委員
理事	非常勤	無	黄瀬 忠幸				総務委員
理事	非常勤	無	小川 伊之輔	経済委員			
理事	非常勤	無	八太 洋市	総務委員			
理事	非常勤	無	高畑 学	金融委員会副委員長			
理事	非常勤	無	上西 一嗣	金融委員			
理事	非常勤	無	森田 幹雄	経済委員			
理事	非常勤	無	上田 和子	経済委員会副委員長			
理事	非常勤	無	前田 桃代	総務委員			
代表監事	非常勤		上西 佐喜夫	H27.6.20	(注)に記載		
常勤監事	常 勤		岡川 和夫				実務精通役員
監事	非常勤		倉田 幸夫				
監事	非常勤		曾我 三四次				
監事	非常勤		服部 静夫				
監事	非常勤		中村 一美				員外監事

(注) 平成27年度末現在の役員の任期は、平成27年6月20日から平成29年度決算に関する通常総代会終了の時  
までです。

## 5. 職員の状況

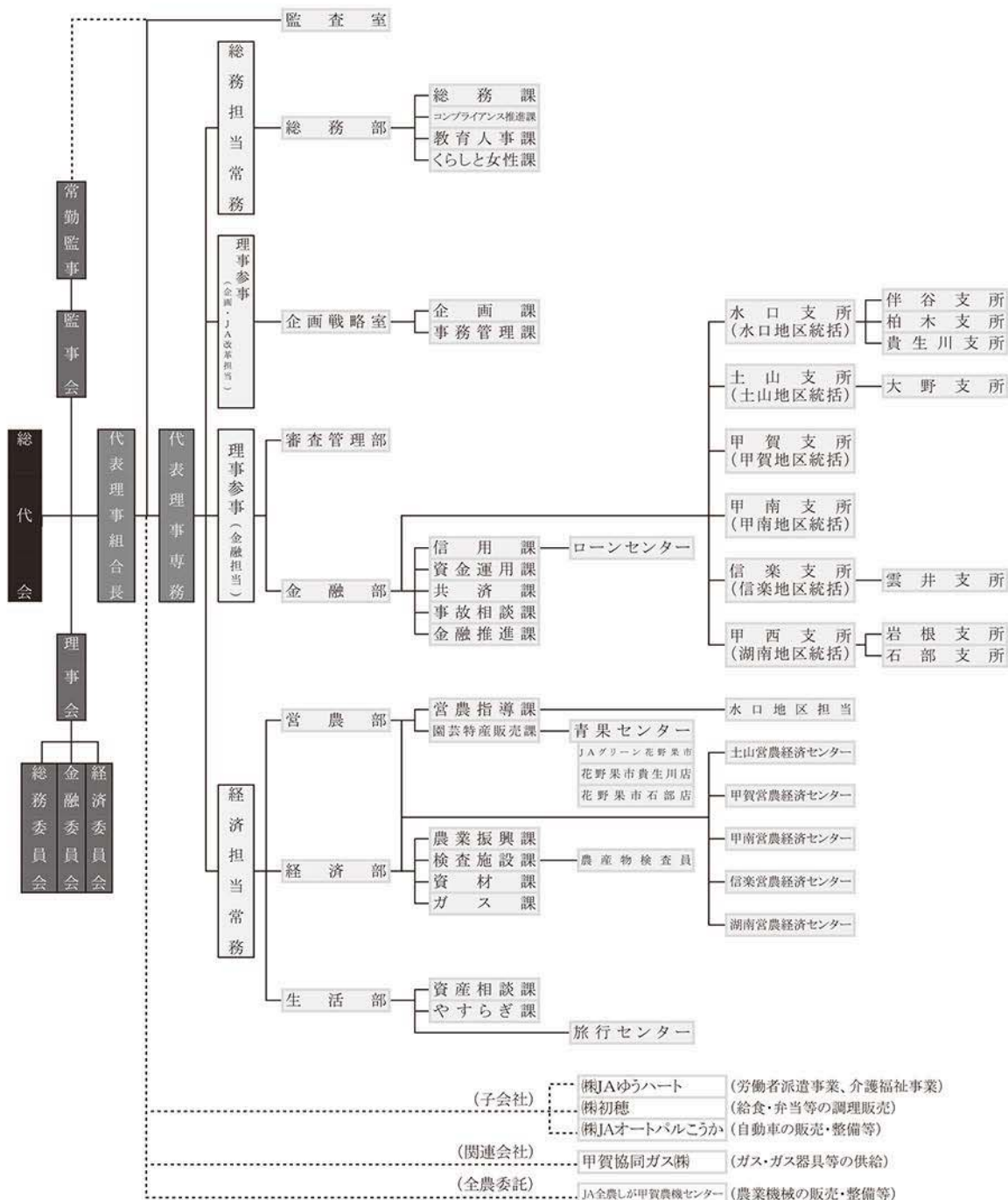
(単位：人)

区 分	前期末	当期増加	当期減少	当期末		
				計	うち男性	うち女性
参事	0	2	0	2	2	0
一般職員	258	16	15	259	161	98
営農指導員	29	3	3	29	27	2
生活指導員	2	0	0	2	0	2
<b>正 職 員 計</b>	<b>289</b>	<b>21</b>	<b>18</b>	<b>292</b>	<b>190</b>	<b>102</b>
準職員	49	0	7	42	10	32
パートタイマー	28	6	4	30	2	28
派遣受入職員	11	2	4	9	7	2
<b>総 合 計</b>	<b>377</b>	<b>29</b>	<b>33</b>	<b>373</b>	<b>209</b>	<b>164</b>

(注) 1 期末の職員数は、期末退職者を除いて表示しています。  
2 出向職員を含めて表示しています。

## 6. 組織の構成

### (1) 組合の組織機構図 (平成27年度)



(2) 主な組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
総 代	605	特 別 栽 培 米 生 産 部 会	774
地 区 運 営 委 員 会	192	J A こ う か 元 気 倶 楽 部	10,337
農 政 協 議 会	1,987	J A こ う か プレミアム倶楽部	652
稲 作 部 会	134	あ ん し ん 倶 楽 部	1,643
大 規 模 稲 作 経 営 者 部 会	75	味 覚 友 の 会	587
茶 業 部 会	79	J A こ う か 女 性 部	539
花 野 果 倶 楽 部	518		

7. 施設の設置状況

(1) 組合の店舗・施設の状況 (平成28年3月現在の店舗・施設を表示しています)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	A T M 数	
水 口	本 所	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0581	
	ロ ー ン セ ン タ ー	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0780	
	資 産 相 談 課	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-2182	
	J A グリー ン 花 野 果 市	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-0711	
	配 送 セ ン タ ー	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川105	0748-62-0660	
	や す ら ぎ 課	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-63-7300	
	水 口 支 所	〒528-0005 甲賀市水口町水口6111-1	0748-62-1209	1
	伴 谷 支 所	〒528-0064 甲賀市水口町伴中山3798	0748-62-0130	1
	柏 木 支 所	〒528-0057 甲賀市水口町北脇1615	0748-62-0055	1
	貴 生 川 支 所	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川285-2	0748-62-2021	1
	花 野 果 市 貴 生 川 店	〒528-0049 甲賀市水口町貴生川285-2	0748-62-8312	
	水 口 カ ン ト リ ー エ レ ベ ー タ ー	〒528-0053 甲賀市水口町宇田850	0748-62-0295	
	甲 賀 病 院 A T M	〒528-0014 甲賀市水口町松尾1256		1
	西 友 水 口 店 A T M	〒528-0005 甲賀市水口町水口6084-1		1
アル・プラザ水口 A T M	〒528-0033 甲賀市水口町本綾野566-1		1	
ア ャ ハ デ ィ オ 水 口 A T M	〒528-0005 甲賀市水口町水口5555		1	
土 山	土 山 支 所	〒528-0212 甲賀市土山町南土山甲769-2	0748-66-1151	1
	大 野 支 所	〒528-0235 甲賀市土山町大野2156	0748-67-0312	1
	土 山 営 農 経 済 セ ン タ ー	〒528-0212 甲賀市土山町南土山甲769-2	0748-66-1153	
	土 山 近 代 化 セ ン タ ー	〒528-0235 甲賀市土山町大野4855	0748-67-0064	
	旧 鮎 河 店 A T M	〒528-0202 甲賀市土山町鮎河1226-1		1
甲 賀	甲 賀 支 所	〒520-3435 甲賀市甲賀町相模451	0748-88-4371	1
	甲 賀 営 農 経 済 セ ン タ ー	〒520-3435 甲賀市甲賀町相模451	0748-88-4075	
	甲 賀 カ ン ト リ ー エ レ ベ ー タ ー	〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中804	0748-88-5202	
	旧 甲 賀 支 所 A T M	〒520-3431 甲賀市甲賀町大原中538		1
	旧 油 日 支 所 A T M	〒520-3421 甲賀市甲賀町上野1151		1
	旧 甲 賀 駅 前 店 A T M	〒520-3433 甲賀市甲賀町大原市場163		1
	旧 佐 山 店 A T M	〒520-3402 甲賀市甲賀町小佐治2967		1

店 舗 名		住 所	電 話 番 号	A T M数
甲 南	甲 南 支 所	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師424-1	0748-86-3071	1
	甲南営農経済センター	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師424-1	0748-86-5775	
	甲南カントリーエレベーター	〒520-3302 甲賀市甲南町池田2664	0748-86-2183	
	甲南広域育苗センター	〒520-3302 甲賀市甲南町池田2664	0748-86-2183	
	旧 甲 南 支 所 A T M	〒520-3322 甲賀市甲南町深川1892		1
	旧 宮 店 A T M	〒520-3305 甲賀市甲南町野川818		1
	フレンドタウン甲賀 A T M	〒520-3311 甲賀市甲南町竜法師338-3		1
信 楽	信 楽 支 所	〒529-1851 甲賀市信楽町長野1170-2	0748-82-1165	1
	雲 井 支 所	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1375-1	0748-83-0046	1
	信楽営農経済センター	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1719	0748-83-0074	
	信楽ライスセンター	〒529-1803 甲賀市信楽町牧1719	0748-83-1083	
	朝宮農業技術拠点施設	〒529-1842 甲賀市信楽町下朝宮32-3	0748-84-0125	
	旧 朝 宮 店 A T M	〒529-1842 甲賀市信楽町下朝宮32-3		1
	旧 多 羅 尾 店 A T M	〒529-1821 甲賀市信楽町多羅尾1915-1		1
湖 南	甲 西 支 所	〒520-3223 湖南省夏見56-1	0748-72-1235	1
	岩 根 支 所	〒520-3252 湖南省岩根3476-1	0748-72-0022	1
	石 部 支 所	〒520-3106 湖南省石部中央四丁目8-50	0748-77-2025	1
	湖南営農経済センター	〒520-3223 湖南省夏見56-1	0748-72-1251	
	花野果市石部店	〒520-3106 湖南省石部中央四丁目8-50	0748-77-2027	
	甲西カントリーエレベーター	〒520-3252 湖南省岩根4786	0748-72-3604	
	甲西広域育苗センター	〒520-3223 湖南省夏見56-1	0748-72-1235	
	旧 下 田 店 A T M	〒520-3201 湖南省下田1619		1
	イオンタウン湖南 A T M	〒520-3252 湖南省岩根4580		1

## (2) 委託施設の状況

### ①代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共 済 代 理 店 数	74	1	4	71

### ②当期新規代理業者

項 目	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共 済 代 理 店	(株)J Aオートバルこうか甲南店	甲賀市甲南町	自動車の販売・整備等

## 8. 子会社等の概要

(株)JAゆうハート	代表者名	山田 嘉一郎
	所在地	滋賀県甲賀市甲南町杉谷108-3
	主要な事業内容	労働者派遣事業、介護福祉事業
	施設の概要	事務所・デイサービスセンター・小規模多機能施設等
	設立年月日	昭和44年10月6日
	資本金総額	30,000千円
	当組合の議決権比率	100.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	100.0%
(株)JAオートパルこうか	代表者名	山田 嘉一郎
	所在地	滋賀県甲賀市水口町新城175
	主要な事業内容	自動車の販売、整備等
	施設の概要	事務所・修理工場
	設立年月日	平成24年9月12日
	資本金総額	30,000千円
	当組合の議決権比率	100.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	100.0%
(株) 初 穂	代表者名	山田 嘉一郎
	所在地	滋賀県甲賀市水口町古城が丘5-28
	主要な事業内容	給食・弁当等の調理販売
	施設の概要	調理場・事務所1棟
	設立年月日	昭和48年2月19日
	資本金総額	30,000千円
	当組合の議決権比率	99.6%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	99.6%
甲賀協同ガス(株)	代表者名	安村 嘉隆
	所在地	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘12
	主要な事業内容	LPGガスの供給
	施設の概要	事務所・工場
	設立年月日	昭和43年10月1日
	資本金総額	210,000千円
	当組合の議決権比率	39.4%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	39.4%
(有)アグリ甲賀	代表者名	高畑 学
	所在地	滋賀県湖南市夏見56-1
	主要な事業内容	農産物の生産加工販売、農作業受託
	施設の概要	事務所
	設立年月日	平成8年1月11日
	資本金総額	6,000千円
	当組合の議決権比率	33.3%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	33.3%
(株)あいコムこうか	代表者名	中森 武
	所在地	滋賀県甲賀市土山町北土山1715
	主要な事業内容	電気通信、放送等
	施設の概要	事務所
	設立年月日	平成23年12月1日
	資本金総額	30,000千円
	当組合の議決権比率	20.0%
	当組合及び他の子会社等の議決権比率	23.3%

# 貸借対照表

第38年度 (平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目 説 明
( 資 産 の 部 )		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>171,136,462</b>	
(1) 現金	644,873	
(2) 預金	123,867,464	
系統預金	123,863,936	県信連への預金額
系統外預金	3,527	銀行への預金額
(3) 有価証券	21,104,269	国債・地方債・社債等への運用額
国債	2,636,181	
地方債	8,539,789	
政府保証債	99,813	
金融債	501,325	
社債	9,327,161	
(4) 貸出金	25,617,833	組合員・利用者へのご融資額
(5) その他の信用事業資産	105,533	
未収収益	83,775	預金・有価証券・貸出金の未収利息等
その他の資産	21,758	他の金融機関から受け取る為替決済金等
(6) 貸倒引当金	△ 203,509	信用事業債権に対する貸倒引当金
<b>2 共済事業資産</b>	<b>704,254</b>	
(1) 共済貸付金	681,990	共済約款によるご融資額
(2) 共済未収利息	8,982	共済貸付金に対する未収利息額
(3) その他の共済事業資産	13,282	共済事務手数料の未収額等
<b>3 経済事業資産</b>	<b>1,617,625</b>	
(1) 経済事業未収金	446,526	購買代金等の未収額
(2) 経済受託債権	726,274	受託販売に係る立替金・仮払金等
(3) 棚卸資産	338,537	
購買品	214,866	購買品の期末在庫高
宅地等	540	宅地等の期末在庫高
その他の棚卸資産	123,131	販売品・諸材料等の期末在庫高
(4) その他の経済事業資産	108,909	未収収益・前払費用・預託家畜等
(5) 貸倒引当金	△ 2,621	経済事業債権に対する貸倒引当金
<b>4 雑資産</b>	<b>868,239</b>	
(1) 雑資産	869,959	前払費用・未収金・立替金・仮払金・繰延消費税等
(2) 貸倒引当金	△ 1,720	
<b>5 固定資産</b>	<b>3,257,186</b>	
(1) 有形固定資産	3,214,617	建物、機械装置等の有形固定資産の取得価額
建物	5,828,809	
機械装置	2,281,378	
土地	1,282,411	
建設仮勘定	557	
その他の有形固定資産	1,578,224	器具備品、構築物等の取得価額
減価償却累計額	△ 7,756,761	減価償却費の累計額
(2) 無形固定資産	42,569	
<b>6 外部出資</b>	<b>6,273,411</b>	
(1) 外部出資	6,279,411	
系統出資	5,856,687	連合会等への出資金額
系統外出資	172,334	事業取引上関連する団体等への出資金額
子会社等出資	250,390	子会社及び関連会社への出資金額
(2) 外部出資等損失引当金	△ 6,000	
<b>7 繰延税金資産</b>	<b>22,633</b>	
<b>資産の部合計</b>	<b>183,879,811</b>	

科 目	金 額	科 目 説 明
( 負 債 の 部 )		
<b>1 信用事業負債</b>	<b>169,633,914</b>	
(1) 貯 金	168,239,483	組合員・利用者からお預かりしている貯金額
(2) 譲 渡 性 貯 金	900,000	
(3) 借 入 金	99,236	県信連・公庫からの借入金
(4) その他の信用事業負債	395,194	
未 払 費 用	69,141	貯金・借入金の未払利息等
そ の 他 の 負 債	326,053	他の金融機関へ支払う為替決済金等
<b>2 共 済 事 業 負 債</b>	<b>2,446,261</b>	
(1) 共 済 借 入 金	674,101	共済約款による共済連からの借入金
(2) 共 済 資 金	1,356,150	共済掛金の一時預り金等
(3) 共 済 未 払 利 息	8,482	共済借入金に対する未払利息等
(4) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	403,463	共済事務手数料の次年度への繰延額
(5) 共 済 未 払 費 用	3,617	未払費用等
(6) その他の共済事業負債	449	
<b>3 経 済 事 業 負 債</b>	<b>616,184</b>	
(1) 経 済 事 業 未 払 金	284,239	購買品等の仕入代金の未払金
(2) 経 済 受 託 債 務	59,277	販売代金精算までの仮受金等
(3) その他の経済事業負債	272,668	保証金・預託家畜見返等
<b>4 雑 負 債</b>	<b>689,299</b>	
(1) 未 払 法 人 税 等	51,972	法人税等の未払金
(2) 資 産 除 去 債 務	4,200	特定の有形固定資産の除去に必要となる額
(3) そ の 他 の 負 債	633,127	未払金・仮受金等
<b>5 諸 引 当 金</b>	<b>1,159,520</b>	
(1) 賞 与 引 当 金	70,203	職員の賞与に充てるための引当金
(2) 退 職 給 付 引 当 金	1,062,164	職員の退職金に充てるための引当金
(3) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	20,129	役員の退職慰労金に充てるための引当金
(4) ポ イ ン ト 引 当 金	7,024	ポイント使用に備えた引当金
<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>174,545,178</b>	
( 純 資 産 の 部 )		
<b>1 組 合 員 資 本</b>	<b>8,483,795</b>	
(1) 出 資 金	2,445,010	組合員の出資金の総額
(2) 資 本 準 備 金	112,281	定款の規定による積立金
(3) 利 益 剰 余 金	5,933,269	
利 益 準 備 金	1,624,869	定款の規定による積立金
そ の 他 利 益 剰 余 金	4,308,401	
営農施設修繕等積立金	1,000,000	
有価証券価格変動積立金	201,334	
税 効 果 調 整 積 立 金	339,719	
特 別 積 立 金	2,419,591	
当 期 未 処 分 剰 余 金	347,757	
(うち当期剰余金)	(299,713)	
(4) 処 分 未 済 持 分	△ 6,765	当組合が譲り受けた出資金の持分額
<b>2 評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>850,837</b>	
(1) その他有価証券評価差額金	850,837	その他有価証券に対する評価差額
<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>9,334,632</b>	
<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>183,879,811</b>	

# 損益計算書

第38年度 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
<b>1 事業総利益</b>	<b>3,315,836</b>
(1) 信用事業収益	1,634,915
資金運用収益	1,477,506
(うち預金利息)	( 710,226 )
(うち有価証券利息)	( 232,064 )
(うち貸出金利息)	( 388,000 )
(うちその他受入利息)	( 147,216 )
役務取引等収益	43,714
その他事業直接収益	83,900
その他経常収益	29,796
(2) 信用事業費用	252,015
資金調達費用	174,142
(うち貯金利息)	( 164,838 )
(うち給付補てん備金繰入)	( 5,572 )
(うち譲渡性貯金利息)	( 692 )
(うち借入金利息)	( 1,257 )
(うちその他支払利息)	( 1,783 )
役務取引等費用	10,810
その他事業直接費用	2
その他経常費用	67,060
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 20,780 )
<b>信用事業総利益</b>	<b>1,382,900</b>
(3) 共済事業収益	1,128,616
共済付加収入	1,052,979
共済貸付金利息	18,656
その他の収益	56,981
(4) 共済事業費用	86,405
共済借入金利息	18,978
共済推進費	59,758
その他の費用	7,669
<b>共済事業総利益</b>	<b>1,042,211</b>
(5) 購買事業収益	1,479,453
購買品供給高	1,432,009
修理サービス料	408
その他の収益	47,035
(6) 購買事業費用	1,231,006
購買品供給原価	1,217,907
購買品供給費	6,565
その他の費用	6,534
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 662 )
<b>購買事業総利益</b>	<b>248,447</b>
(7) 販売事業収益	394,415
販売品販売高	243,219
販売手数料	126,977
その他の収益	24,219
(8) 販売事業費用	240,073
販売品販売原価	214,417
販売費	5,953
その他の費用	19,703
(うち貸倒引当金戻入益)	( △ 23 )
<b>販売事業総利益</b>	<b>154,342</b>
(9) 農業倉庫事業収益	31,999
(10) 農業倉庫事業費用	3,433
<b>農業倉庫事業総利益</b>	<b>28,566</b>
(11) 加工事業収益	136,228
(12) 加工事業費用	113,598
<b>加工事業総利益</b>	<b>22,630</b>



(甲賀農業協同組合)

(単位：千円)

科 目		
(13) 利用事業収益	790,742	
(14) 利用事業費用	374,873	
<b>利用事業総利益</b>		<b>415,869</b>
(15) 宅地等供給事業収益	102,891	
(16) 宅地等供給事業費用	65,414	
<b>宅地等供給事業総利益</b>		<b>37,478</b>
(17) その他事業収益	12,158	
(18) その他事業費用	8,794	
<b>その他事業総利益</b>		<b>3,364</b>
(19) 指導事業収入	52,574	
(20) 指導事業支出	72,546	
<b>指導事業収支差額</b>		<b>△ 19,972</b>
<b>2 事業管理費</b>		<b>3,207,719</b>
(1) 人件費	2,060,250	
(2) 業務費	545,587	
(3) 諸税負担金	119,240	
(4) 施設費	468,726	
(5) その他事業管理費	13,916	
<b>事業利益</b>		<b>108,117</b>
<b>3 事業外収益</b>		<b>175,931</b>
(1) 受取出資配当金	96,221	
(2) 賃貸料	43,111	
(3) 償却債権取立益	23,303	
(4) 雑収入	13,296	
<b>4 事業外費用</b>		<b>70,282</b>
(1) 支払雑利息	8,208	
(2) 寄付金	906	
(3) 業務外減価償却費	23,825	
(4) 雑損失	37,343	
<b>経常利益</b>		<b>213,767</b>
<b>5 特別利益</b>		<b>269,365</b>
(1) 固定資産処分益	114,623	
(2) 一般補助金	3,734	
(3) 営業権譲渡益	134,154	
(4) 固定資産圧縮特別勘定戻入額	16,854	
<b>6 特別損失</b>		<b>115,963</b>
(1) 固定資産処分損	5,661	
(2) 固定資産圧縮損	81,564	
(3) 減損損失	149	
(4) 固定資産圧縮特別勘定繰入額	24,695	
(5) 固定資産解体撤去費用	3,894	
<b>税引前当期利益</b>		<b>367,168</b>
法人税、住民税及び事業税	74,721	
法人税等調整額	△ 7,266	
<b>法人税等合計</b>		<b>67,455</b>
<b>当期剰余金</b>		<b>299,713</b>
<b>当期首繰越剰余金</b>	<b>48,044</b>	
<b>当期末処分剰余金</b>		<b>347,757</b>

## 注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券／償却原価法（定額法）

② その他有価証券／（時価のあるもの）

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（時価のないもの）

移動平均法による原価法

③ 子会社株式及び関連会社株式／移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購入品／売価還元法に基づく低価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 宅地等（販売用不動産）／個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

③ その他の棚卸資産／個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く。）は定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準により償却しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。

なお、上記（1）～（2）の20万円未満の減価償却資産については、一括費用処理を行っています。また、平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の減価償却資産については、租税特別措置法第67条の5を適用し、一括費用処理を行っています。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、当該キャッシュ・フローにより見積もった回収可能額を除いた額を予想損失額として引き当てています。

上記以外の債権（正常先及び要注先（要管理先を含む。））については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署（審査管理部）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署（監査室）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は181,354千円です。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

##### (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によ  
っています。
- ② 数理計算上の差異の処理方法  
数理計算上の差異の処理年数は12年とし、定率法によって処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券  
の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、総合ポイント制度に基づき、利用者に付与したポイントの費用発生に備えるため、当期末において将来発  
生すると見込まれる額を計上しています。

5. 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、繰延消費税とし  
て「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 記載金額の端数処理

貸借対照表、損益計算書及びこれらに関する附属明細書の記載金額は、千円未満を四捨五入で表示しています。なお、記載金額  
未満の残高がある科目については「0」と表示しています。

貸借対照表に関する事項

1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受領により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は81,564千円、圧縮記帳累計額は2,365,499  
千円であり、その内訳は次のとおりです。

① 建物	1,003,453千円 (うち当期圧縮記帳額77,830千円)
② 構築物	136,245千円
③ 機械装置	770,832千円 (うち当期圧縮記帳額2,244千円)
④ 車両運搬具	2,787千円
⑤ 器具備品	16,749千円 (うち当期圧縮記帳額1,490千円)
⑥ 土地	435,433千円

2. リース契約により使用する固定資産

(1) オペレーティング・リース取引

解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額は67,716千円です。

3. 担保に供している資産

担保に供している資産の内容及びその金額は、次のとおりです。

(単位：千円)

担保資産	金額	担保に係る債務の内容
定期預金	5,578,231	当座借越、為替決済、森前開発協力金
土地	20,203	森前開発協力金

(注1) 土地の金額は帳簿価額です。

4. 子会社等に対する金銭債権・金銭債務

① 子会社等に対する金銭債権の総額	518,698千円
② 子会社等に対する金銭債務の総額	443,225千円

## 5. 役員に対する金銭債権・金銭債務

開示すべき金銭債権・債務に該当する取引はありません。

## 6. リスク管理債権の状況

貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額の合計額は、346,523千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

破綻先債権	—
延滞債権	346,523
3ヵ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—

(注1) 上記債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

なお、それぞれの定義は次のとおりです。

- ① 破綻先債権とは、元本または利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- ② 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ③ 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ④ 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

## 損益計算書に関する事項

### 1. 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	
うち事業取引高	40,084千円
うち事業取引以外の取引高	157,999千円
合 計	198,083千円
② 子会社等との取引による費用総額	
うち事業取引高	25,222千円
うち事業取引以外の取引高	72,445千円
合 計	97,666千円

### 2. 減損会計に関する注記

#### (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合では、業務用資産については、継続的に収支の計画や実績を管理している地区別単位でグルーピングを行っています。遊休資産については、各資産単位でグルーピングを行っています。本所（葬祭事業、JAグリーン花野果市を除く）、農業倉庫、製茶、乾燥調製施設、育苗、冷蔵庫については、他の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産と認識しています。

当年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	場所	用途	減損損失	減損損失の内訳			
				土地	建物	機械装置	その他
遊休資産等	旧鮎河店	遊休	149	—	149	—	—
合計	—	—	149	—	149	—	—

#### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

旧鮎河店は、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

#### (3) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は「正味売却価額」を採用しており、固定資産税評価額を基礎として算定しています。

## 金融商品に関する事項

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は、組合員や利用者から預かった貯金をもとに、組合員、利用者、地域内の企業及び団体等へ貸付を行っています。また、滋賀県信用農業協同組合連合会へ預入を行っているほか、国債や地方債、社債等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として滋賀県信用農業協同組合連合会に対する預金、当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、預金は、金利変動によってもたらされる市場リスクや流動性リスクにさらされています。貸出金は、債務者の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及びその他有価証券として保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクにさらされています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査管理部を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収の方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営企画会議や資金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び資金運用会議で決定した方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうか確認し、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### ・市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇すると想定した場合には、経済価値が346,259千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額、時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず、(3)に記載しています。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	123,867,464	123,848,019	△19,445
有価証券	21,104,269	21,449,688	345,419
満期保有目的の債券	6,532,748	6,878,167	345,419
その他有価証券	14,571,521	14,571,521	
貸出金	25,617,833		
貸倒引当金(注1)	△203,509		
貸倒引当金控除後	25,414,324	26,331,209	916,885
資産 計	170,386,057	171,628,916	1,242,859
貯 金	168,239,483	168,329,328	89,845

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を記載しています。なお、時価を把握することが困難な場合は、上記の表から除いています。

### (2) 金融商品の時価の算定方法

#### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

#### ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報に含まれません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(注1)	6,279,411

(注1) 外部出資は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	123,867,464	—	—	—	—	—
有価証券	1,125,000	425,000	525,000	1,415,000	2,105,000	14,335,000
満期保有目的の債券	425,000	425,000	425,000	1,015,000	1,905,000	2,335,000
その他有価証券の うち満期があるもの	700,000	—	100,000	400,000	200,000	12,000,000
貸出金(注1)	3,063,558	2,860,423	1,765,099	2,376,976	1,560,650	13,931,813

(注1) 貸出金のうち、当座貸越322,543千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。なお、3ヵ月以上延滞債権及び期限の利益を喪失した債権等59,314千円については、償還予定額が見込めないことから、上記の表から除いています。

## (5) 貯金の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金(注1)	149,205,833	7,543,288	8,237,208	823,366	2,429,788	—

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 有価証券に関する事項

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	3,129,468	3,291,289	161,821
	政府保証債	99,813	105,591	5,778
	社 債	2,903,467	3,083,077	179,610
	小計	6,132,748	6,479,957	347,209
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	社 債	400,000	398,210	△1,790
	小計	400,000	398,210	△1,790
合 計		6,532,748	6,878,167	345,419

## 2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

	種 類	取得原価 または償却原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	国 債	1,898,097	2,139,906	241,809
	地方債	4,900,825	5,410,321	509,496
	金融債	500,000	501,325	1,325
	社 債	5,499,897	5,924,296	424,399
	小計	12,798,820	13,975,848	1,177,028
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国 債	497,512	496,275	△1,237
	地方債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社 債	100,000	99,398	△602
	小計	597,512	595,673	△1,839
合 計		13,396,332	14,571,521	1,175,189

なお、上記の差額から繰延税金負債324,352千円を差し引いた850,837千円が、「その他有価証券評価差額金」に計上されています。

## 3. 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期に売却取引はありません。

#### 4. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
債 券	1,392,086	83,893	—
国 債	969,159	60,869	—
地方債	422,927	23,024	—
合 計	1,392,086	83,893	—

#### 退職給付に関する事項

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、退職給付の一部に充てるため、住友生命保険相互会社との契約による確定給付型年金制度及び全国農業協同組合役職員共済会との契約による特定退職金共済制度を採用しています。

##### 2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付債務	1,541,439
勤務費用	83,590
利息費用	9,357
数理計算上の差異の発生額	114,871
退職給付の支払額	△77,875
期末における退職給付債務	1,671,382

##### 3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における年金資産	390,048
期待運用収益	5,851
数理計算上の差異の発生額	△2,957
事業主からの拠出額	50,117
退職給付の支払額	△11,538
期末における年金資産	431,520

##### 4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	1,671,382
年金資産	△431,520
未積立退職給付債務	1,239,862
未認識数理計算上の差異	△177,698
貸借対照表計上額純額	1,062,164
退職給付引当金	1,062,164

##### 5. 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	83,590
利息費用	9,357
期待運用収益	△5,851
数理計算上の差異の費用処理額	12,700
合計	99,795

##### 6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定 100%



## 7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## 8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.061%
長期期待運用収益率	1.50%
数理計算上の差異の処理年数	12年

## 9. 農林年金から将来見込額として示された特例業務負担金の額

人件費（うち福利厚生費）には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金24,587千円を含めて計上しています。

なお、平成28年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は376,275千円です。

## 税効果会計に関する事項

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

区分	発生原因	本年度
繰延税金資産	貸倒引当金	31,628
	賞与引当金	19,376
	退職給付引当金	293,157
	役員退職慰労引当金	5,556
	未払費用	3,191
	固定資産減損損失	68,107
	未払事業税	4,299
	未収貸付金利息	48,674
	IV分類債権の直接償却額	206,088
	棚卸資産のIV分類額の減損処理	12,815
	借地権の減価償却費の否認	36,362
	その他	8,233
	繰延税金資産 計	737,486
評価性引当額	△390,502	
繰延税金資産 合計 (A)	346,985	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△324,352
	繰延税金負債 合計 (B)	△324,352
繰延税金資産の純額 (A + B)		22,633

### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.0
住民税均等割等	0.6
評価性引当額の増減	△8.6
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.4

## その他の事項

### 1. 事業分離に関する事項

- (1) 事業分離先企業の名称 甲賀協同ガス㈱
- (2) 分離した事業の内容 簡易ガス事業および一般ガス事業
- (3) 事業分離を行った理由 専門性を強化し、サービスの向上および経営の効率化を図るため
- (4) 事業分離日

	事業	分離日
一般ガス事業	甲賀地区	平成 27 年 6 月 5 日
	甲南地区	平成 27 年 7 月 5 日

- (5) 法的形式を含む取引の概要 事業譲渡

### 2. 実施した会計処理の概要

- (1) 移転損益の金額 132,957 千円
- (2) 移転した事業にかかる主な資産および帳簿価格  
償却資産 2,395 千円

### 3. 分離した事業が含まれていた区分の名称

購買事業

(参考資料) 用語解説集

用語	解説
オペレーティング・リース	<p>オペレーティング・リースは、中古市場が存在し、将来の中古市場で公正市場価格が見込まれる汎用物件に対して、貸手（リース会社）が将来の中古価値（残価）を負担することにより、借手（ユーザー）にリース期間中、有利なリース料で該当物件を使用させる仕組み（スキーム）をいう。その主なメリットとしては、（1）物件価格から残存価格を除いてリース料を算出するため、割安なリース料で物件の使用が可能、（2）物件の使用計画に合わせた、自由なリース期間の設定が可能（ファイナンス・リースと比較して短期間のリースが可能）、（3）国際会計基準上のオフバランス処理が可能、（4）リース期間終了後は、物件の使用状況に合わせ、2次リース・買取・物件返却のいずれかを選択することが可能、といったことが挙げられる。（出展:iFinans ホームページ金融用語集）</p>
ポートフォリオ	<p>ポートフォリオとは、投資対象の金融商品の組み合わせや、企業経営上の事業の組み合わせ、製品商品販売上の組み合わせなど、複数以上ある管理運営対象の固まりの全体を指す。</p> <p>事業にしても投資にしても、事業家や投資家は、単に個別の期待収益の総和を最大化するだけではなく、そのリスクも回避しながら、安定的に収益を獲得していく必要がある。このためには、投資対象及び事業内容、製品構成などの「分散」を図る必要があり、これを検討した結果がポートフォリオと呼ばれる。（出展:exBuzzwords）</p>
リスクフリーレート	<p>リスクフリーレートは、「無リスク金利」とも呼ばれ、理論的にリスクがゼロか極小のリスクフリー商品（無リスク資産）から得ることのできる利回りのことをいう。具体的には、元利金の支払いが保証された預貯金やインターバンクの短期金融商品、国債などの金融商品の利回りのことをいい、通常は「インターバンクレート（コールレート、LIBOR等）」や「国債」の利回りなどを指すことが多い。このリスクフリーレートは、割引率を算出する際にも利用される。割引率とは、将来価値を現在価値に変換する際に用いる利率のことをいい、これはリスクフリーレートとリスクプレミアムを加えたものである。（出展:iFinans ホームページ金融用語集）</p>
ALM	<p>資産負債総合管理。（assets and liabilities management）銀行の資金管理手法の一つ。1970年代の中頃にアメリカの銀行が始めたもので、将来の金利・為替・利回りなどを予測し、資産と負債のバランスをとりながら収益を増大しようとする技法。特に金利リスク、信用リスクなどのリスク管理に特色があるALMは「資産・負債の総合管理」といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。（出展:デジタル大辞泉）</p>
LIBOR	<p>LIBORは、“London Interbank Offered Rate”の略で、イギリスのロンドン市場での資金取引の銀行間平均貸し手金利のことをいう。前提となる資金取引は、2営業日後スタートで、利息は期日一括払い、金利は実日数÷360（通貨によっても異なる）で計算される設定。本レートは、金融機関がユーロ市場で資金調達をする際の基準金利として用いられており、特に3カ月物と6カ月物は短期金利の指標として注目度が高い。（出展:iFinans ホームページ金融用語集）</p>
SWAPレート	<p>金利スワップレートは、金融市場（マーケット）で取引されているプレーン・バニラ・スワップの固定金利の交換レートのことをいう。プレーン・バニラ・スワップとは、同一通貨の固定金利と変動金利との交換を行うスワップ取引をいい、一般に日本では「6ヶ月LIBOR」や「6ヶ月TIBOR」など代表的な変動金利と交換対象になる固定金利のことを指し、マーケットの市場金利の一つの基準となっている。（出展:iFinans ホームページ金融用語集）</p>

# 附属明細書

## I. 貸借対照表等の附属明細書

### 1. 組合員資本

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資	2,434,315	101,985	91,290	2,445,010
資本準備金	112,281	—	—	112,281
利益剰余金	5,669,422	505,773	241,926	5,933,269
利益準備金	1,524,869	100,000	—	1,624,869
その他利益剰余金	4,144,553	405,773	241,926	4,308,401
営農施設修繕等積立金	1,000,000	—	—	1,000,000
有価証券価格変動積立金	201,334	—	—	201,334
税効果調整積立金	313,659	26,060	—	339,719
特別積立金	2,339,591	80,000	—	2,419,591
当期末処分剰余金	289,970	299,713	241,926	347,757
処分未済持分(△)	△ 8,760	△ 6,765	△ 8,760	△ 6,765
合 計	8,207,258	600,993	324,456	8,483,795

#### 目的積立金に関する注記

##### (1) 営農施設修繕等積立金

積立目的 共同利用施設（カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗）の修繕等にかかる損失発生に備えるため  
 取崩基準 共同利用施設の修繕等にかかる固定資産投資額および修繕費の合計額が3億円を超えた年度において、当該固定資産にかかる年間償却額および修繕費の合計額を取り崩す  
 積立目標 1,000,000千円  
 当期末残高 1,000,000千円

##### (2) 有価証券価格変動積立金

積立目的 有価証券の著しい価格変動に伴う損失発生に備えるため  
 取崩基準 時価の著しい下落に伴う評価損計上（減損処理）等により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理等相当額を取り崩す  
 積立目標 有価証券の期末帳簿残高（取得原価又は償却原価）の1/100  
 当期末残高 201,334千円

##### (3) 税効果調整積立金

積立目的 税効果会計による繰延税金資産（法人税等の前払部分）について、回収時まで剰余金処分为留保するため  
 取崩基準 法人税等の前払金額が回収された年度において回収相当額を取り崩す  
 積立目標 繰延税金資産相当額  
 当期末残高 339,719千円

### 2. 固定資産及び減価償却費

(単位：千円、%)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (うち減損損失)	当期末残高	減価償却累計額 当期償却額	償 却 累計率	
有形固定資産	建 物	5,766,389	174,221	111,802 (149)	5,828,809	4,316,260 112,562	74.1
	構 築 物	838,382	45,380	10,269	873,493	703,210 18,844	80.5
	機 械 装 置	2,335,032	29,062	82,716	2,281,378	2,125,866 44,513	93.2
	車 両 運 搬 具	204,231	2,423	19,490	187,164	181,319 7,754	96.9
	器 具 備 品	542,645	46,700	71,777	517,567	430,106 30,294	83.1
	土 地	1,292,218	—	9,807	1,282,411	—	—
	建 設 仮 勘 定	788	197,761	197,992	557	—	—
	計	10,979,685	495,547	503,853 (149)	10,971,378	7,756,761 213,967	70.7
無形固定資産	ソ フ ト ウ エ ア	14,056	2,250	8,119	8,188	8,119	—
	借 地 権	35,652	—	7,018	28,634	7,018	—
	無形固定資産仮勘定	—	2,052	—	2,052	—	—
	そ の 他	3,798	—	103	3,695	103	—
	計	64,230	4,302	15,240	42,569	15,240	—
固 定 資 産 合 計	11,033,192	499,849	519,093 (149)	11,013,947	7,756,761 229,207	—	

### 3. 外部出資

(単位：千円)

出資先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
系統出資	滋賀県信用農業協同組合連合会 (うち回転出資金)	3,894,369 (196,899)	— —	46,995 (46,995)	3,847,373 (149,903)	
	滋賀県厚生農業協同組合連合会	2,860	—	—	2,860	
	農林中央金庫	4,620	—	—	4,620	
	全国農業協同組合連合会	248,400	—	—	248,400	
	全国共済農業協同組合連合会	1,746,400	—	—	1,746,400	
	中央協同組合学園拠出金	550	—	—	550	
	滋賀県農業教育情報センター運営基金	6,484	—	—	6,484	
計 (うち回転出資金)	5,903,682 (196,899)	— —	46,995 (46,995)	5,856,687 (149,903)		
系統外出資	株式	(株) 滋賀県農協電算センター	18,270	—	—	18,270
		(株) 日本農業新聞	50	—	—	50
		日本酪農協同(株)	9,099	—	—	9,099
		(株) 水ロスポーツセンター	3,000	—	—	3,000
		(株) 農協観光	2,000	—	—	2,000
		(株) シガフードプロダクツ	2,000	—	—	2,000
		(株) 滋賀重農機整備センター	300	—	—	300
		石部公共サービス(株)	500	—	—	500
		(株) 道の駅あいの土山	300	—	—	300
		土山ハイウェイサービス(株)	1,000	—	—	1,000
	(株) 忍者の里甲南	3,000	—	—	3,000	
	(有) グリーンサポートこうか	3,000	—	—	3,000	
	その他	滋賀県農業信用基金協会	129,730	—	—	129,730
		滋賀県中央森林組合 協同組合滋賀県エルビーガス保安センター	85 50	— —	— 50	85 —
計	172,384	—	50	172,334		
子会社等出資	株式	(株) 初穂	29,890	—	—	29,890
		(株) J A オートパルこうか	30,000	—	—	30,000
		(株) J A ゆうハート	30,000	—	—	30,000
		甲賀協同ガス(株)	152,500	—	—	152,500
		(有) アグリ甲賀	2,000	—	—	2,000
		(株) あいコムこうか	6,000	—	—	6,000
計	250,390	—	—	250,390		
合計	6,326,456	—	47,045	6,279,411		

### 4. 引当金等

(単位：千円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	229,189	207,850	355	228,834	207,850
一般貸倒引当金	95,310	93,254		95,310	93,254
うち信用事業	91,839	89,395		91,839	89,395
うち購買事業	1,995	1,925		1,995	1,925
その他	1,476	1,933		1,476	1,933
個別貸倒引当金	133,879	114,596	355	133,524	114,596
うち信用事業	132,805	114,113	355	132,450	114,113
うち購買事業	1,074	482	—	1,074	482
その他	—	—	—	—	—
外部出資等損失引当金	6,000	—	—	—	6,000
賞与引当金	69,019	70,203	69,019	—	70,203
退職給付引当金	1,078,822	99,795	116,453	—	1,062,164
役員退職慰労引当金	50,369	9,434	39,674	—	20,129
ポイント引当金	7,685	7,024	—	7,685	7,024
合計	1,441,084	394,306	225,501	236,519	1,373,370

#### 目的使用以外の減少理由

1. 貸倒引当金：洗替えによる戻入額228,834千円です。
2. ポイント引当金：洗替えによる戻入額7,685千円です。

## 5. 子会社等との取引並びに債権及び債務

### (1) 子会社等との取引

(単位：千円)

会社名	取引内容	収益総額	費用総額	備考
(株)初穂	信用事業	35	1,003	収益：為替手数料等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	343	—	
	購買事業	31,772	—	米・調味料等
	営農販売事業	58	56	
	その他	2,411	23,291	収益：出資配当金等 / 費用：葬祭事業費用、会議費等
	計	34,619	24,350	
株J Aオートパルこうか	信用事業	—	6	貯金利息等
	共済事業	44	—	
	購買事業	123	—	
	営農販売事業	—	—	
	その他	9,301	9,756	収益：賃貸料等 / 費用：車検代等
	計	9,468	9,762	
株J Aゆうハート	信用事業	322	4	収益：貸出金利息等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	226	—	
	購買事業	548	—	収益：燃料等
	営農販売事業	6	—	介護事業用青果代等
	その他	8,122	53,705	収益：賃貸料等 / 費用：派遣料等
	計	9,224	53,709	
甲賀協同ガス(株)	信用事業	3,634	68	収益：貸出金利息等 / 費用：貯金利息等
	共済事業	275	—	
	購買事業	—	—	
	営農販売事業	227	79	
	その他	138,153	7,607	収益：営業権譲渡益等 / 費用：事業移管作業費等
	計	142,289	7,753	
(有) アグリ甲賀	信用事業	—	1	貯金利息等
	共済事業	—	—	
	購買事業	655	—	資材、燃料等
	営農販売事業	18	—	
	その他	226	2	
	計	900	2	
株あいコムこうか	信用事業	—	1	貯金利息等
	共済事業	123	—	
	購買事業	—	—	
	営農販売事業	30	—	
	その他	1,430	2,089	収益：賃貸料等 / 費用：通信費等
	計	1,583	2,090	
合計		198,083	97,666	

### (2) 子会社等に対する債権及び債務

(単位：千円)

会社名	取引内容	債権			債務		
		当期首残高	当期末残高	増減	当期首残高	当期末残高	増減
(株)初穂	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	147,435	150,425	2,990
	購買未収金	2,940	2,680	△ 260	—	—	—
	その他	4	4	—	550	2,178	1,628
	計	2,944	2,684	△ 260	147,985	152,602	4,618
株J Aオートパルこうか	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	38,478	63,280	24,802
	購買未収金	3	—	△ 3	—	—	—
	その他	104	295	191	902	216	△ 687
	計	106	295	188	39,381	63,496	24,115
株J Aゆうハート	貸出金	40,837	28,747	△ 12,089	—	—	—
	貯金	—	—	—	30,157	38,428	8,270
	購買未収金	170	—	△ 170	—	—	—
	その他	357	1,812	1,454	4,540	847	△ 3,694
	計	41,364	30,559	△ 10,805	34,698	39,275	4,577
甲賀協同ガス(株)	貸出金	147,320	135,980	△ 11,340	—	—	—
	貯金	—	—	—	228,956	170,770	△ 58,186
	購買未収金	—	—	—	—	—	—
	その他	243,949	349,065	105,116	1,343	6	△ 1,337
	計	391,269	485,045	93,776	230,299	170,776	△ 59,523
(有) アグリ甲賀	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	5,404	6,823	1,419
	購買未収金	465	116	△ 349	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	465	116	△ 349	5,404	6,823	1,419
株あいコムこうか	貸出金	—	—	—	—	—	—
	貯金	—	—	—	3,263	10,153	6,890
	購買未収金	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	249	100	△ 149
	計	—	—	—	3,512	10,254	6,741
合計		436,148	518,698	82,550	461,278	443,225	△ 18,053

## 6. 役員との取引の明細

(単位：千円)

役職等	取引区分及び金額		摘要
	取引の区分	取引金額	
—	—	—	

## 7. 事業管理費

(単位：千円)

損益計算書科目	項目	金額
人件費	役員報酬	59,960
	給料手当	1,571,919
	(うち賞与引当金繰入額)	(70,203)
	福利厚生費	317,154
	退職給付費用	99,795
	役員退職慰労引当金繰入額	9,434
	役員退職慰労金	1,987
	計	2,060,250
業務費	旅費	4,221
	会議費	4,832
	接待交際費	1,241
	宣伝広告費	13,929
	通信費	38,255
	印刷・消耗品費	35,928
	図書・研修費	10,046
	事務委託費	195,182
	業務委託費	241,954
	計	545,587
諸税負担金	租税公課	80,728
	支払賦課金	26,935
	分担金	11,577
	計	119,240
施設費	保守修繕費	45,858
	保険料	15,306
	水道光熱費	57,665
	賃借料	58,501
	消耗備品費	19,574
	車輜費	15,996
	施設管理費	50,445
	減価償却費	205,382
	計	468,726
その他事業管理費	雑費	13,916
事業管理費合計		3,207,719

## 8. 事業別の明細

### (1) 信用事業

(単位：千円、%)

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比		
貯	金	157,786,331	163,015,104	169,164,993	168,239,483	99.5	
	当座性貯金	45,002,892	43,718,117	45,291,611	47,585,453	105.1	
	定期貯金	106,498,948	112,846,194	117,768,819	115,217,907	97.8	
	定期積金	6,284,491	6,450,793	6,104,563	5,436,123	89.1	
貸	出	金	27,316,738	28,662,228	26,410,892	25,617,833	97.0
	手形貸付金	160,888	143,768	119,198	121,138	101.6	
	証書貸付金	24,937,520	26,299,871	25,182,509	24,446,151	97.1	
	当座貸越	403,330	403,588	381,185	322,543	84.6	
	金融機関貸付	1,815,000	1,815,000	728,000	728,000	100.0	
預	金	111,869,575	116,136,351	123,853,860	123,867,464	100.0	
	系統預金	111,864,640	116,132,329	123,847,061	123,863,936	100.0	
	系統外預金	4,935	4,022	6,799	3,527	51.9	
有	価証	券	20,133,374	19,618,569	20,678,155	21,104,269	102.1
	国債	3,970,483	3,018,811	2,213,733	2,636,181	119.1	
	地方債	6,866,101	7,770,203	8,818,053	8,539,789	96.8	
	政府保証債	199,687	99,735	99,774	99,813	100.0	
	金融債	1,616,607	1,610,125	1,204,297	501,325	41.6	
	社債	7,480,496	7,119,696	8,342,298	9,327,161	111.8	

## (2) 共済事業

### ①長期共済保有高

(単位：千円、%)

種 類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	共済付加収入	前年比
生命総合共済	終 身 共 済	232,256,883	225,397,117	217,636,814	210,189,006	183,687	96.6
	定 期 生 命 共 済	3,172,100	2,661,100	2,268,100	1,888,100	2,806	83.2
	養 老 生 命 共 済	148,813,024	136,817,267	122,852,730	111,205,351	145,213	90.5
	うちこども共済	20,943,136	20,874,736	20,961,038	20,971,835	37,598	100.1
	医 療 共 済	4,667,550	4,512,650	4,218,150	3,917,100	44,978	92.9
	が ん 共 済	471,000	443,500	423,500	388,500	4,273	91.7
	定 期 医 療 共 済	1,201,700	1,029,700	934,400	904,100	3,403	96.8
	介 護 共 済	—	240,279	547,374	837,368	6,670	153.0
年 金 共 済	4,326,200	4,123,200	3,811,200	3,494,200	39,529	91.7	
建 物 更 生 共 済	242,018,855	240,547,379	240,983,408	241,306,595	332,612	100.1	
合 計	636,927,313	615,772,193	593,675,677	574,130,322	763,173	96.7	

- (注) 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。  
2. 平成5年度以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

### ②医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
医 療 共 済	22,562	30,966	39,580	46,844	118.4
が ん 共 済	5,125	5,525	6,450	7,790	120.8
定 期 医 療 共 済	7,351	6,392	5,929	5,704	96.2
合 計	35,038	42,883	51,959	60,338	116.1

(注) 金額は入院共済金額です。

### ③介護共済の介護共済金額保有高

(単位：千円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
介 護 共 済	—	387,606	828,939	1,239,499	149.5

(注) 金額は介護共済金額です。

### ④年金共済の年金保有高

(単位：千円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
年 金 開 始 前	1,764,567	1,791,004	1,843,985	1,925,854	104.4
年 金 開 始 後	1,645,103	1,587,700	1,598,147	1,611,538	100.8
合 計	3,409,671	3,378,704	3,442,132	3,537,393	102.8

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）です。

### ⑤短期共済新契約高

(単位：千円、%)

種 類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	受入掛金	前年比
火 災 共 済	22,913,000	23,049,430	26,375,360	28,621,370	27,978	108.5
自 動 車 共 済					983,405	—
傷 害 共 済	119,575,000	121,219,500	119,829,000	127,910,000	33,049	106.7
定 額 定 期 生 命 共 済	14,000	14,000	14,000	14,000	72	100.0
賠 償 責 任 共 済					810	—
自 賠 責 共 済					263,351	—
合 計					1,308,667	—
共済付加収入	277,303	282,879	298,695	289,806		97.0

(注) 金額は保障金額です。



### (3) 購買事業

#### ①購買品供給高

(単位：千円、%)

種 類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比	
生産資材	肥料	459,574	448,874	405,900	409,702	100.9	
	農薬	255,951	257,927	262,007	249,898	95.4	
	飼料	46,833	56,445	47,820	47,216	98.7	
	自動車	250,100	—	—	—	—	
	その他生産資材	198,693	194,463	163,620	169,018	103.3	
計		1,211,151	957,709	879,348	875,835	99.6	
生活物資	食品	米	257,249	255,102	196,697	208,465	106.0
		一般食品	162,059	185,324	189,706	194,920	102.7
	耐久消費財	106,305	120,948	50,826	23,975	47.2	
	日用保健雑貨	156,791	159,048	124,529	96,374	77.4	
	家庭燃料	うちガス	335,226	322,643	201,613	32,441	16.1
		うちガソ	335,226	322,643	201,613	32,441	16.1
	計	1,017,631	1,043,066	763,372	556,174	72.9	
合計		2,228,782	2,000,775	1,642,719	1,432,009	87.2	

1. 平成25年度から子会社化に伴い、生産資材の自動車供給高の計上はありません。

### (4) 販売事業

#### ①受託販売品取扱高

(単位：千円、%)

種 類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
米		1,768,691	1,729,765	1,448,628	1,229,423	84.9
米以外の農産物	麦	24,639	15,832	31,392	36,525	116.4
	雑穀・豆類	137,544	169,882	125,942	162,157	128.8
	麦・豆・雑穀計	162,183	185,714	157,334	198,682	126.3
	野菜類	409,821	394,749	363,690	371,211	102.1
	茶	464,826	400,983	352,555	329,605	93.5
	その他農産物	17,407	16,886	13,874	2,444	17.6
	花卉類	5,694	4,617	4,389	3,490	79.5
米以外農産物計		1,059,931	1,002,949	891,841	905,432	101.5
畜産物	牛乳	469,114	460,909	448,628	434,020	96.7
	肉用牛	142,978	160,097	186,556	166,637	89.3
	その他畜産物	18,658	16,850	25,213	43,904	174.1
	畜産物計	630,750	637,855	660,397	644,561	97.6
合計		3,459,373	3,370,569	3,000,866	2,779,416	92.6

#### ②買取販売品取扱高

(単位：千円、%)

種 類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
花	野果市	144,861	196,894	180,535	206,677	114.5
その他農畜産物		24,700	19,952	18,574	36,542	196.7
合計		169,561	216,846	199,108	243,219	122.2

### (5) 農業倉庫事業

(単位：千円、%)

項 目		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
収益	保管料	22,956	25,159	27,762	26,074	93.9
	その他の収益	5,840	7,219	6,975	5,925	84.9
	計	28,796	32,378	34,737	31,999	92.1
費用	倉庫材料費	276	246	234	223	95.3
	倉庫電力費	2,628	3,352	3,468	3,206	92.4
	その他の費用	29	25	1	5	500.0
	計	2,933	3,623	3,703	3,433	92.7
農業倉庫事業総利益		25,864	28,755	31,035	28,566	92.0

## (6) 加工事業

(単位：千円、%)

種 類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
収 益	製 茶 収 益	1,827	1,081	1,206	1,167	96.8
	再 製 茶 収 益	134,549	116,284	115,684	135,061	116.7
	計	136,376	117,365	116,890	136,228	116.5
費 用	製 茶 費 用	647	189	213	203	95.3
	再 製 茶 費 用	103,457	91,345	92,424	113,395	122.7
	計	104,104	91,533	92,637	113,598	122.6
加 工 事 業 総 利 益		32,272	25,832	24,254	22,630	93.3

## (7) 利用事業

(単位：千円、%)

種 類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
収 益	育 苗 収 益	158,146	162,965	171,761	167,253	97.4
	カ ン ト リ ー 収 益	142,930	146,161	149,826	126,629	84.5
	ラ イ ス セ ン タ ー 収 益	20,004	19,338	18,353	14,858	81.0
	観 光 利 用 収 益	10,280	7,156	8,385	7,465	89.0
	葬 祭 利 用 収 益	398,314	336,085	384,866	421,306	109.5
	そ の 他 利 用 収 益	59,606	55,964	63,637	53,232	83.6
	計	789,279	727,669	796,828	790,742	99.2
費 用	育 苗 費 用	45,446	47,770	53,381	47,969	89.9
	カ ン ト リ ー 費 用	38,682	42,174	49,269	40,373	81.9
	ラ イ ス セ ン タ ー 費 用	3,002	3,708	2,886	3,735	129.4
	観 光 利 用 費 用	107	79	289	280	96.9
	葬 祭 利 用 費 用	242,754	214,137	241,549	271,759	112.5
	そ の 他 利 用 費 用	9,470	11,741	10,726	10,756	100.3
	計	339,461	319,608	358,100	374,873	104.7
利 用 事 業 総 利 益		449,818	408,061	438,728	415,869	94.8

## (8) 指導事業

(単位：千円、%)

種 類		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	前年比
収 入	賦 課 金	6,760	6,662	6,519	—	—
	指 導 事 業 補 助 金	6,326	8,164	9,144	7,515	82.2
	営 農 実 費 収 入	1,873	1,793	1,665	1,655	99.4
	畜 産 実 費 収 入	16,575	17,812	18,501	16,813	90.9
	生 活 実 費 収 入	11,117	9,174	10,983	11,097	101.0
	指 導 雑 収 入	3,277	9,481	4,201	15,493	368.8
	計	45,928	53,086	51,012	52,574	103.1
支 出	営 農 改 善 指 導 費	4,270	5,758	6,458	3,553	55.0
	畜 産 改 善 指 導 費	16,422	19,665	21,252	17,744	83.5
	生 活 文 化 改 善 指 導 費	11,561	9,702	11,666	11,965	102.6
	広 報 活 動 費	16,677	16,675	19,197	19,014	99.0
	組 織 指 導 費	5,351	5,583	5,507	5,501	99.9
	農 政 活 動 費	3,451	3,545	3,538	3,524	99.6
	指 導 雑 費	2,950	7,987	984	11,246	1,142.9
計	60,681	68,916	68,603	72,546	105.7	
指 導 事 業 収 支 差 額		△ 14,753	△ 15,830	△ 17,591	△ 19,972	113.5

## II. 事業報告の附属明細書

### 1. 役員に対する報酬等

(単位：千円)

区 分	平成27年度 報酬支払額	総代会で定めら れた報酬限度額	役員退職慰労金
理 事	47,590	48,000	35,825
監 事	12,370	14,000	5,836
合 計	59,960	62,000	41,661

### 2. 役員の兼職等

役 職 名	氏 名	常勤・ 非常勤	代表権	兼職先又は兼業	兼職先役職
代表理事組合長	山田 嘉一郎	常勤	有	(株)滋賀県農協電算センター	取締役
				(株)初穂	代表取締役
				(株)JAオートパルこうか	代表取締役
				(株)JAゆうハート	代表取締役
				甲賀協同ガス(株)	取締役
代表理事専務	竹永 豊	常勤	有	(株)JAオートパルこうか	取締役
				(有)グリーンサポートこうか	代表取締役
				農業	
総務担当常務	田村 安佐	常勤	無	農業	
経済担当常務	渡邊 實	常勤	無	甲賀協同ガス(株)	取締役
				農業	
理事参事 (企画・JA改革担当)	西澤 総一郎	常勤	無	農業	
理事参事 (金融担当)	寺村 嘉治	常勤	無	農業	
常 勤 監 事	岡川 和夫	常勤	-	(株)初穂	監査役
				(株)JAオートパルこうか	監査役
				(株)JAゆうハート	監査役
				甲賀協同ガス(株)	監査役
				(有)アグリ甲賀	監査役

## 剰余金処分案（第38年度）

(単位：円)

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	347,757,293
2. 剰余金処分額	290,392,996
(1) 利益準備金	100,000,000
(2) 任意積立金	166,265,926
税効果調整積立金	7,265,926
次期情報システム更改等積立金	39,000,000
特別積立金	120,000,000
(3) 出資配当金	24,127,070
3. 次期繰越剰余金	57,364,297

### 注記

- 出資配当金は、年1.0%の割合とし、各組合員の指定口座に振込みます。なお、平成27年度内の払込分については、日割り計算とします。
- 次期繰越剰余金には、営農・生活・文化改善に充てるための教育情報繰越金18,000,000円が含まれています。
- 目的積立金の種類及び積立目的、積立目標、取崩基準等は次のとおりです。

#### ●税効果調整積立金

積立目的 : 税効果会計による繰延税金資産（法人税等の前払部分）について、回収時まで剰余金処分を留保するため

積立目標 : 繰延税金資産相当額

取崩基準 : 法人税等の前払金額が回収された年度において回収相当額を取り崩す

処分後残高 : 346,984,739円

#### ●次期情報システム更改等積立金

積立目的 : 平成33年度に全国共同運用センターの利用およびJ Aグループ滋賀の県統一情報システム更改にかかる必要な経費に充てるため

積立目標 : 39,000,000円

取崩基準 : 平成34年3月の次期情報システム更改時に取り崩す

処分後残高 : 39,000,000円

# 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月27日

甲賀農業協同組合  
理事会 御中

全国農業協同組合中央会

監査委員長

佐藤 正典



本会は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第7条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の法第37条の2第1項の規定に基づき、甲賀農業協同組合の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第38年度の農業協同組合法第36条第2項に定める書類、すなわち事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びに附属明細書について監査を行った。

## 決算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

本会の責任は、本会が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算書類に対する意見を表明することにある。本会は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて定めた「農業協同組合中央会監査基準」に準拠して監査を行った。監査の基準は、本会に決算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、本会の判断により、不正又は誤謬による決算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、本会は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算書類の表示を検討することが含まれる。

本会は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

監査の結果、本会の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認める。

#### 利害関係

組合と監査に従事した監査士との間には、全国農業協同組合中央会監査規程の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

私たち監事は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 38 年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

監事は、JA 監事監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他使用人及びその他監事が適切に職務を遂行するに当たり必要と判断した者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社等については、子会社等の取締役、監査役及びその他使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。

さらに、全国農業協同組合中央会から「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」及び「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(旧農業協同組合法施行規則第 151 条)について通知及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、全国農業協同組合中央会が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査報告の内容の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。







以上の方法に基づき、事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び附属明細書について検討いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 全国農業協同組合中央会の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 剰余金処分案は、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 全国農業協同組合中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 28 年 5 月 30 日

甲賀農業協同組合

代表監事	上西 佑喜夫 	監 事	曾我 三四次 
常勤監事	岡川 和夫 	監 事	服部 静夫 
監 事	念田 章夫 	監 事	中村 一美 

(注) 監事中村一美は農業協同組合法第 30 条第 14 項に定める員外監事であります。

# 部門別損益計算書

第38年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで） 部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	5,763,992	1,634,915	1,128,616	2,117,816	857,029	25,616	
事業費用	2,448,156	252,015	86,405	1,440,058	639,524	30,153	
事業総利益	3,315,836	1,382,900	1,042,211	677,758	217,505	△ 4,538	
事業管理費	3,207,719	1,140,369	734,294	936,926	244,824	151,306	
（うち減価償却費）	(205,382)	(47,073)	(21,672)	(106,472)	(20,882)	(9,282)	
（うち人件費）	(2,060,250)	(773,451)	(580,016)	(432,550)	(154,834)	(119,399)	
うち共通管理費		235,210	150,164	190,212	47,955	19,285	△ 642,825
（うち減価償却費）		(10,735)	(6,853)	(8,681)	(2,189)	(880)	(△ 29,338)
（うち人件費）		(95,664)	(61,074)	(77,363)	(19,504)	(7,843)	(△ 261,448)
事業利益	108,117	242,531	307,917	△ 259,168	△ 27,319	△ 155,844	
事業外収益	175,931	77,398	34,504	46,518	11,811	5,701	
うち共通分		53,965	34,453	43,641	11,002	4,425	△ 147,485
事業外費用	70,282	17,385	8,192	25,222	16,765	2,718	
うち共通分		12,832	8,192	10,377	2,616	1,052	△ 35,069
経常利益	213,767	302,544	334,229	△ 237,872	△ 32,273	△ 152,861	
特別利益	269,365	49,474	31,585	40,009	144,241	4,056	
うち共通分		49,474	31,585	40,009	10,087	4,056	△ 135,211
特別損失	115,963	42,431	27,089	34,314	8,651	3,479	
うち共通分		42,431	27,089	34,314	8,651	3,479	△ 115,963
税引前当期利益	367,168	309,586	338,725	△ 232,177	103,318	△ 152,284	
営農指導事業分配賦額		50,604	42,868	34,447	24,365	△ 152,284	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	367,168	258,982	295,857	△ 266,624	78,952		

(注1) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計の計算結果に差額が生じている場合があります。

(注2) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等：事業管理費（人件費除く）割＋人員割＋事業総利益割の平均値

(2) 営農指導事業：均等割＋事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した割合%）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.59	23.36	29.59	7.46	3.00	100.00
営農指導事業	33.23	28.15	22.62	16.00		100.00



# 第2号議案説明資料

## 平成28年度事業計画

### 部門別重点取り組み事項

#### 営農経済部門

#### 1. マーケットイン ※1 の視点に基づく、選択制のある米づくりと販売に取り組めます。

(1) 「チャレンジ特 A」を目指し、高品質かつ良食味米の生産に取り組めます。

(2) 中食・外食米に向けた業務用米の生産販売に取り組めます。

《業務用米「きぬむすめ」作付目標面積 40ha》

(3) 水田活用米穀(飼料用米や加工用米等)の生産拡大に取り組めます。

《水田活用米穀作付目標面積 120ha》

※1 マーケットインとは、市場や買い手の立場になって、必要とされるものを提供することです。

#### 2. 「甲賀の野菜」の生産体制の効率化により、作付面積の拡大を図ります。

(1) 定植機や収穫機等の貸出しを推進し、省力化に取り組めます。

(2) 野菜育苗事業による生産コストの削減に取り組めます。

(3) プロ農家アドバイザーによる指導体制の充実により、品質と収量の向上を図ります。

《重点野菜6品目(たまねぎ、キャベツ、かぼちゃ、白菜、白ねぎ、にんじん)作付目標面積 54ha》



貸出用機械

#### 3. 農産物の販売力を強化し、販路拡大を図ります。

(1) 甲賀のゆめ丸商人隊による米・茶・野菜の販売活動を強化します。

(2) 少量多品目栽培の推進による花野果市の品揃えの充実を図ります。

(3) 湖南市が設置する湖南市物産館(仮称)の運営を「花野果市湖南店」が行い、販路の拡充と出荷者の拡大を図ります。

(4) 「忍」ブランド野菜を中心としたインショップの充実を図ります。

《インショップ取り扱い目標額 4,500万円》

(5) 「花野果便宅配※2」の利用者拡大に取り組めます。

《「花野果便宅配」取り扱い目標額 400万円》

※2 「花野果便宅配」とは、専用電話(フリーダイヤル 0120-<sup>おおくのやさい</sup>009-831)への注文等により、花野果市の農産物や店舗商品を宅配することです。



#### 4. 「近江の茶」のブランド化を図ります。

- (1) 良質茶生産のための計画的な改植を推進します。 《茶園改植目標面積 10ha》
- (2) 荒茶成分分析や土壌診断結果に基づき、土づくりや適正施肥の指導を強化します。
- (3) 茶の消費拡大・販売強化に取り組みます。

#### 5. 販売戦略に基づいた生産資材を供給します。

- (1) 生産体系に合わせたオリジナル肥料を供給します。
- (2) 大型規格農薬(除草剤等)により資材費のコスト削減を図ります。
- (3) 経済 TAC(経済渉外)による、担い手農家に向けた生産資材の推進を強化します。

#### 6. 鳥獣被害の予防、捕獲、抑制を図ります。

- (1) 関係機関と連携し、集落環境点検実施集落の拡大と支援を強化します。
- (2) 捕獲わなの設置や猟友会との協力により、捕獲数の増加を図ります。

#### 7. 地域性や組合員ニーズを重視した営農指導体制の充実を図ります。

- (1) 営農 TAC(地区担当営農指導員)による、多様な担い手の支援を強化します。
- (2) 伝統野菜を継承するため、作付面積の拡大に取り組みます。
- (3) JA農場による農業研修や薬草の栽培研究を行います。
- (4) 関係機関と連携し、新規就農者や定年帰農者を支援します。
- (5) 水稻の低コスト資材「苗箱まかせ※3」等の生産技術の検証を行います。



「忍葱」栽培研修会

- (6) 特定農業団体の法人化に向けた支援を行います。 《特定農業団体支援目標数 14 団体》
- (7) 金融部門と連携し、農業関連資金の相談活動を積極的に取り組みます。
- (8) 飼養管理技術の向上による畜産農家の所得増大を図ります。

※3 苗箱まかせとは、育苗箱全量施肥専用肥料のことで、苗箱まかせを育苗箱に入れて育苗した苗を本田に移植するだけで、原則として収穫まで本田での施肥が不要となります。

#### 8. 籾乾燥調製施設の効率的な稼働に取り組みます。

- (1) 全農コンサルの結果に基づく、サテライト方式による作業の効率化と稼働率の向上を図ります。
- (2) 販売先が求める安全・安心・均一な米穀の乾燥調製に取り組みます。



水口ントリーエレベーター サイロ

## 受託販売品販売高計画

(単位：千円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	前年比	備 考	
米	1,229,423	1,402,000	114.0		
米以外の農産物	麦	36,525	31,000	84.9	
	雑穀・豆類	162,157	112,000	69.1	
	麦・豆・雑穀計	198,682	143,000	72.0	
	野菜類	371,211	438,500	118.1	
	茶	329,605	350,000	106.2	
	その他農産物	2,444	3,000	122.7	
	花卉	3,490	3,000	86.0	
	米以外農産物計	905,432	937,500	103.5	
畜産物	牛乳	434,020	417,000	96.1	
	肉用牛	166,637	155,000	93.0	
	その他畜産物	43,904	27,000	61.5	
	畜産物計	644,561	599,000	92.9	
合 計	2,779,416	2,938,500	105.7		

## 買取販売品販売高計画

(単位：千円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	前年比	備 考
花野果市	206,677	244,500	118.3	
その他農畜産物	36,542	39,000	106.7	
合 計	243,219	283,500	116.6	

## 購買品供給高計画

(単位：千円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	前年比	備 考	
生産資材	肥料	409,702	437,500	106.8	
	農薬	249,898	257,000	102.8	
	飼料	47,216	48,000	101.7	
	その他生産資材	169,018	179,900	106.4	
	計	875,835	922,400	105.3	
生活物資	食品	208,465	255,500	122.6	
	一般食品	194,920	218,900	112.3	
	耐久消費財	23,975	0	—	
	日用保健雑貨	96,374	132,200	137.2	
	家庭燃料	32,441	0	—	
	(うちガス)	32,441	0	—	
	計	556,174	606,600	109.1	
合 計	1,432,009	1,529,000	106.8		

## 金融部門

### 1. 組合員や利用者のニーズに合った魅力ある金融商品を提供します。

- (1) 部門間連携の金融商品や金利優遇貯金を発売し、JAファンの拡大を図ります。
- (2) 金利優遇住宅ローンやマイカーローンを中心として、次世代層との取引拡大を図ります。

## 2. 職員の専門性を強化するとともに、相談機能の向上を図ります。

- (1) 渉外担当者及び窓口担当者の研修を実施し、提案力の向上を図ります。
- (2) 「年金リーダー」の設置や、共済窓口(スマイルサポーター)の充実により、相談機能の強化を図ります。《年金獲得目標件数 700 件》
- (3) 「JAバンク農業融資プランナー」の育成や、営農部門との連携により、農業融資の相談活動を強化します。
- (4) 共済携帯情報端末(ラブレッツ※4)を活用した商品説明及び新契約時のペーパーレス化、キャッシュレス化※5に取り組みます。

※4 ラブレッツとは、次期サービス(ペーパーレス契約やクレジット決済)に向けた携帯情報端末機器の名称です。

※5 新契約時のペーパーレス化、キャッシュレス化について、平成 28 年度は生命系共済契約から開始し、その他の共済契約については順次進めます。

## 3. 世代別のニーズに合わせた活動を強化します。

- (1) 元気倶楽部会員やプレミアム倶楽部会員の趣向に合わせたイベントを開催します。
- (2) 「アンパンマン交通安全キャラバン」や「はじめてママ教室」等を開催し、子育て世代を応援します。
- (3) 高齢者に向けた交通安全教室や特殊詐欺被害防止教室を開催し、事故・被害の防止に取り組みます。



はじめてママ教室

## 4. 交通事故時の対応の強化を図るとともに、事故防止・防災等の啓発活動に取り組みます。

- (1) 事故発生から解決までの流れのわかる「安心パンフレット」や事故防止・防災等の啓発活動として「安全・安心だより」(仮称)の発行に取り組みます。
- (2) (株)JAオートパルこうかと連携し、衝突被害軽減ブレーキ等の装備車のPRによる交通安全啓発に取り組みます。

### 信用事業量計画

(単位：千円、%)

種 類		平成27年度	平成28年度	前年比	備 考
貯金	当座性貯金	47,585,453	47,319,000	99.4	
	定期性貯金	120,654,030	128,681,000	106.7	
	計	168,239,483	176,000,000	104.6	
貸出金	手形貸出金	121,138	115,000	94.9	
	証書貸出金	25,174,151	26,756,000	106.3	
	当座貸越	322,543	329,000	102.0	
	計	25,617,833	27,200,000	106.2	
預	金	123,867,464	128,300,000	103.6	
有	価 証 券	21,104,269	20,300,000	96.2	

## 共済事業量計画

(単位：千円、%)

種 類		平成27年度	平成28年度	前年比	備 考
新 契 約	長 期 共 済 計	35,394,291	39,000,000	110.2	
	年 金 共 済	218,207	250,000	114.6	
保 有 高	長 期 共 済 計	574,130,322	555,000,000	96.7	
	年 金 共 済	3,537,393	3,570,000	100.9	
短期共済受入掛金		1,045,316	1,084,000	103.7	

(注)保障金額(年金共済は年金年額)を表示しています。

(注)短期共済受入掛金は交通傷害共済掛金、自賠責共済掛金を除いて表示しています。

## 生活部門

### 1. 総合葬祭サービスの充実と相続手続きの支援を図ります。

- (1)葬祭ディレクター資格の取得等による葬儀の施行技術・接遇レベルの向上を図ります。
- (2)「やすらぎ会員制度※6」のPRを強化し、会員の拡大を図ります。

《やすらぎ会員新規獲得数 180件》

- (3)総合葬祭サービスとして、アフターフォローの充実を図ります。

※6 やすらぎ会員制度とは、やすらぎ定期積金にご加入いただくことで、遺影写真の無料サービスや生花祭壇・供養品の割引等の特典が受けられる会員制度です。

### 2. 空き家・空き地管理事業の拡大を図ります。

- (1)株JAゆうハートと連携した、空き家・空き地の巡回管理サービスの受託件数の拡大を図ります。  
《受託目標件数 24件》
- (2)空き家・空き地の賃貸、売却の斡旋及び利活用の提案に取り組みます。

### 3. 教育文化活動の活性化を図ります。

- (1)女性リーダーの育成と女性部組織の活性化に取り組みます。
- (2)食農教育を目的とした、食の学習会、園芸・料理教室を実施します。
- (3)健康ウォーキング・組合員健診等や健康管理活動を充実します。
- (4)支所を中心とした組合員の協同活動への参画の場を拡大します。
- (5)ライフプランに合わせた各種セミナーの開催と個別相談の実施により、組合員の学習機会を提供します。



ちゃぐりんフェスタ

### 4. JAらしい旅行を企画し提案します。

- (1)JAと地域のふれあいや交流の場となる「支所ふれあい旅行」を提案します。
- (2)「食」と「農」と「健康」を体感できるツアーを実施します。

(3)ビジネスクラス、グリーン車、クルーズ船等を利用したグレードの高い旅行を企画・提案します。

### 生活関連事業量計画

(単位：千円、%)

種 類	平成27年度	平成28年度	前年比	備 考
観 光 利 用 高	215,550	250,000	116.0	
葬 祭 利 用 高	417,003	452,500	108.5	
宅 地 等 供 給 事 業 収 益	102,891	106,900	103.9	
合 計	735,444	809,400	110.1	

## 審査・監査・管理部門

### 1. 積極的な広報活動を実施します。

(1)パブリシティ※7やホームページの充実により、広報活動を強化します。

(2)株あいコムこうかとの連携により、JAの情報番組を製作し、情報発信を充実します。

※7 パブリシティとは、広告用語で「企業や団体が自社のニュースをマスコミに売り込んで、メディアで報道されること」という意味です。

### 2. 支所等の再配置と計画的な施設整備を進めます。

(1)支所等の再配置計画に基づき、支所の新築・改修を進めます。

(2)不稼働資産の計画的処分と有効活用を図ります。

### 3. 人材育成と人権意識の高揚を図ります。

(1)階層別教育と職能専門教育の充実により、職員の業務遂行能力の向上を図ります。

(2)人権研修の充実と風通しの良い職場風土の醸成を図ります。

(3)メンタルヘルスアップ計画※8に基づき、明るい職場づくりに取り組みます。

※8 メンタルヘルスアップ計画とは、外部の専任カウンセラーによる相談窓口の設置、職場巡回及びメンタルヘルス研修を柱とした職場づくり計画です。

### 4. 適正利益の確保による財務基盤の強化を図ります。

(1)部門別場所別分析による計画経営を徹底します。

(2)自己資本規制(バーゼルⅢ)への対応として内部留保による自己資本の充実に取り組みます。

### 5. 総合的なリスク管理体制の強化を図ります。

(1)コンプライアンス態勢とリスク管理機能の強化を図ります。

(2)厳正な資産査定の実施と融資審査機能の向上を図ります。

(3)適正な事務処理に向けて、検査・監査の指摘事項に対する改善指導機能の強化を図ります。

## 6. 業務執行体制の見直し及び准組合員の運営参画の促進を図ります。

(1) 農協法改正に伴い、ガバナンス※9強化のための役員体制の見直しを行います。

(2) 准組合員の意思がJA運営に反映できる仕組みづくりを進めます。

※9 ガバナンスとは、統治のこと。このガバナンスの意味をもとに、経営学の分野でも「コーポレートガバナンス」という言葉が使われるようになり、企業の利害関係者(株主、経営者、従業員、取引先など)の主体的な作用による意思決定、合意形成のシステムのことをいいます。

### 指導事業収支計画

(単位：千円、%)

科 目		平成27年度	平成28年度	前年比	備 考
収 入	指 導 事 業 補 助 金	7,515	9,150	121.8	
	実 費 収 入	29,565	27,770	93.9	
	指 導 雑 収 入	15,493	4,070	26.3	
	計	52,574	40,990	78.0	
支 出	改 善 指 導 費	33,262	37,870	113.9	
	広 報 活 動 費	19,014	17,250	90.7	
	組 織 指 導 費	5,501	5,500	100.0	
	農 政 活 動 費	3,524	3,600	102.2	
	指 導 雑 費	11,246	300	2.7	
	計	72,546	64,520	88.9	
指 導 事 業 収 支 差 額		△ 19,972	△ 23,530	117.8	

平成28年度 固定資産等取得計画

(単位：千円)

部門	資産名	取得計画額
営農経済	朝宮茶集荷場 合組機取り出しコンベア交換等	1,000
	信楽営農経済センター 茶プレハブ冷蔵庫設備	1,600
	水口CE 大豆選別機更新等	2,500
	水口CE PAS・引込ケーブル更新等	1,500
	信楽RC ビン投入昇降機改修	1,400
	甲賀営農経済センター フレコン秤	1,000
	水口配送センター 米、食品保管倉庫設備	7,300
	青果センター 倉庫改修等	1,000
	花野果便システム対応	1,300
	J Aグリーン花野果市 POSシステム消費税率変更対応等	3,100
	花野果市石部店 POSシステム更改等	3,600
	青果センター駐車場、甲賀CE 舗装補修	1,100
	信楽営農経済センター フォークリフト更新	2,900
	公用車更新 3台	3,700
	その他	2,900
		計
金融	本所 紙幣入金整理機更新	2,300
	その他	1,000
	計	3,300
生活	J Aホール 葬儀備品一式等	2,300
	公用車更新 1台	1,200
	その他	600
	計	4,100
管理	本所 外壁タイル改修及び照明LED工事	5,500
	伴谷支所・柏木支所・旧佐山店 屋根改修	6,400
	大野支所 事務所出入口改修工事	8,000
	甲賀支所 敷地舗装及び水路改修工事	4,500
	石部支所 改修工事(屋根、壁、バリアフリー)	12,000
	旧多羅尾店 ATMブース・野菜集荷場移設工事	6,500
	甲賀支所 里道敷地廃止による土地の取得	1,000
	甲西支所 隣地取得	2,400
その他	4,700	
	計	51,000
	合計	94,300
リース	湖南地区統括支所 オープン出納機	5,600
	湖南地区統括支所 オンラインキャッシャー	6,000
	支所用窓口端末機等	40,000
	渉外用ハンディ端末機	12,000
	計	63,600
生活	会葬礼状印刷機	3,600
	計	3,600
管理	湖南地区統括支所・湖南省物産館 警備カメラ	7,500
	複合機更新	5,900
	小計	13,400
	合計	80,600
	総計	174,900

(注) リースの取得計画額は、リース料総額を記載しています。





# 総合財務計画

第39年度 [ 平成29年 3月31日現在 ]

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>1. 信用事業資産</b>	<b>177,050,000</b>	<b>1. 信用事業負債</b>	<b>176,390,000</b>
(1) 現金	600,000	(1) 貯金	176,000,000
(2) 預金	128,300,000	(2) 借入金	90,000
(3) 有価証券	21,000,000	(3) その他の信用事業負債	300,000
(4) 貸出金	27,200,000	<b>2. 共済事業負債</b>	<b>1,650,000</b>
(5) その他の信用事業資産	150,000	(1) 共済借入金	650,000
(6) 貸倒引当金	△ 200,000	(2) 共済資金	600,000
<b>2. 共済事業資産</b>	<b>710,000</b>	(3) その他の共済事業負債	400,000
(1) 共済貸付金	680,000	<b>3. 経済事業負債</b>	<b>580,000</b>
(2) その他の共済事業資産	30,000	(1) 経済事業未払金	280,000
<b>3. 経済事業資産</b>	<b>1,640,000</b>	(2) 経済受託債務	50,000
(1) 経済事業未収金	450,000	(3) その他の経済事業負債	250,000
(2) 経済受託債権	730,000	<b>4. 雑負債</b>	<b>627,720</b>
(3) 棚卸資産	340,000	<b>5. 諸引当金</b>	<b>1,170,000</b>
(4) その他の経済事業資産	120,000	<b>負債の部合計</b>	<b>180,417,720</b>
<b>4. 雑資産</b>	<b>840,000</b>	<b>1. 組合員資本</b>	<b>8,562,280</b>
<b>5. 固定資産</b>	<b>3,230,000</b>	(1) 出資金	2,440,000
<b>6. 外部出資</b>	<b>6,270,000</b>	(2) 資本準備金	112,280
<b>7. 繰延税金資産</b>	<b>40,000</b>	(3) 利益剰余金	6,020,000
		(4) 処分未済持分	△ 10,000
		<b>2. 評価・換算差額等</b>	<b>800,000</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>9,362,280</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>189,780,000</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>189,780,000</b>

# 総合損益計画

第39年度 (平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
信用事業収益	1,585,900		その他事業収益	11,280	
信用事業費用	270,400		その他事業費用	8,490	
信用事業総利益		1,315,500	その他事業総利益		2,790
共済事業収益	1,098,000		指導事業収入	40,990	
共済事業費用	88,800		指導事業支出	64,520	
共済事業総利益		1,009,200	指導事業収支差額		△ 23,530
購買事業収益	1,575,500		<b>事業総利益</b>		<b>3,300,000</b>
購買事業費用	1,307,750		人件費	2,087,800	
購買事業総利益		267,750	業務費	526,300	
販売事業収益	492,390		諸税負担金	112,300	
販売事業費用	314,560		施設費	494,200	
販売事業総利益		177,830	その他事業管理費	14,400	
保管事業収益	35,100		<b>事業管理費</b>		<b>3,235,000</b>
保管事業費用	3,730		<b>事業利益</b>		<b>65,000</b>
保管事業総利益		31,370	事業外収益		170,900
加工事業収益	145,800		事業外費用		52,500
加工事業費用	118,500		<b>経常利益</b>		<b>183,400</b>
加工事業総利益		27,300	特別利益		55,600
利用事業収益	856,240		特別損失		64,400
利用事業費用	405,150		<b>税引前当期利益</b>		<b>174,600</b>
利用事業総利益		451,090	法人税等		48,000
宅地等供給事業収益	106,900		<b>当期剰余金</b>		<b>126,600</b>
宅地等供給事業費用	66,200		前期繰越剰余金		57,364
宅地等供給事業総利益		40,700	<b>当期末処分剰余金</b>		<b>183,964</b>

## 事業管理費計画の明細

(単位：千円)

項 目	金 額
役 員 報 酬	59,700
給 料 手 当	1,595,900
(うち賞与引当金繰入額)	70,500
福 利 厚 生 費	314,800
退 職 給 付 費 用	106,000
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	11,400
<b>人 件 費 計</b>	<b>2,087,800</b>
旅 費	5,400
会 議 費	6,000
接 待 交 際 費	1,400
宣 伝 広 告 費	20,200
通 信 費	33,200
印 刷 ・ 消 耗 品 費	36,000
図 書 ・ 研 修 費	14,200
事 務 委 託 費	190,600
業 務 委 託 費	219,300
<b>業 務 費 計</b>	<b>526,300</b>
租 税 公 課	73,500
支 払 賦 課 金	26,900
分 担 金	11,900
<b>諸 税 負 担 金 計</b>	<b>112,300</b>
保 守 修 繕 費	48,600
保 険 料	16,900
水 道 光 熱 費	57,300
賃 借 料	73,600
消 耗 備 品 費	22,600
車 輜 費	17,300
施 設 管 理 費	51,100
減 価 償 却 費	206,800
<b>施 設 費 計</b>	<b>494,200</b>
そ の 他 事 業 管 理 費	14,400
<b>事 業 管 理 費 合 計</b>	<b>3,235,000</b>

# 部門別損益計画

第39年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 部門別損益計画

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	5,948,100	1,585,900	1,098,000	2,353,310	883,290	27,600	
事業費用	2,648,100	270,400	88,800	1,602,930	650,670	35,300	
事業総利益	3,300,000	1,315,500	1,009,200	750,380	232,620	△ 7,700	
事業管理費	3,235,000	1,150,611	727,884	978,013	222,314	156,178	
（うち減価償却費）	(206,800)	(47,351)	(20,462)	(108,076)	(22,249)	(8,661)	
（うち人件費）	(2,087,800)	(781,107)	(580,840)	(465,324)	(138,705)	(121,823)	
うち共通管理費		222,891	139,684	191,603	42,804	18,908	△ 615,890
（うち減価償却費）		(10,151)	(6,362)	(8,726)	(1,949)	(861)	(△ 28,050)
（うち人件費）		(87,507)	(54,840)	(75,224)	(16,805)	(7,423)	(△ 241,800)
事業利益	65,000	164,889	281,316	△ 227,633	10,306	△ 163,878	
事業外収益	170,900	75,051	33,247	47,804	10,298	4,500	
うち共通分		53,051	33,247	45,604	10,188	4,500	△ 146,590
事業外費用	52,500	17,620	9,789	13,927	4,840	6,325	
うち共通分		15,620	9,789	13,427	3,000	1,325	△ 43,160
経常利益	183,400	222,320	304,774	△ 193,756	15,764	△ 165,703	
特別利益	55,600	20,122	12,610	17,297	3,864	1,707	
うち共通分		20,122	12,610	17,297	3,864	1,707	△ 55,600
特別損失	64,400	23,306	14,606	20,035	4,476	1,977	
うち共通分		23,306	14,606	20,035	4,476	1,977	△ 64,400
税引前当期利益	174,600	219,136	302,778	△ 196,494	15,152	△ 165,973	
営農指導事業分配賦額		53,742	46,074	39,568	26,589	△ 165,973	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	174,600	165,394	256,704	△ 236,062	△ 11,437		

(注1) 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計の計算結果に差額が生じている場合があります。

(注2) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等：事業管理費（人件費除く）割＋人員割＋事業総利益割の平均値

(2) 営農指導事業：均等割＋事業総利益割の平均値

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した割合％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.19	22.68	31.11	6.95	3.07	100.00
営農指導事業	32.38	27.76	23.84	16.02		100.00

# 第3号議案説明資料

## 定款並びに定款附属書役員選任規程及び定款附属書総代選挙規程変更理由書（案）

「農協法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正農協法」という）が平成28年4月1日より施行されたこと等に伴い、以下の理由により、定款等の一部について所要の変更を行う。

### （1）定款

#### ① 農業倉庫業法の廃止に伴う変更

農業倉庫業法の廃止を受け、事業のうち、「農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業」及び「事業実施にあたっての、農業倉庫業務規程の定め」等の規定を削除するとともに、改正農協法において、新たに組合員の生産する物資の保管事業が規定された。

#### ② 専属利用契約に係る規定の削除

改正農協法において、専属利用契約（組合員が当組合の施設を専ら利用すべき旨の契約をいう。）に関する規定が廃止された。

#### ③ 回転出資金に係る規定の削除

改正農協法において、回転出資金に関する規定が廃止された。

#### ④ 役員の見業禁止義務に関する対応

改正農協法において、役員の見業禁止義務に関する規定が削除された。

農協法の条文上は削除されたが、引き続き、善管注意義務又は忠実義務の具体的内容として、全ての役員には、見業禁止義務が課されていることを定款上で明確にする。

#### ⑤ 組織変更等の規定の追加

改正農協法において、新設分割等が規定された。

#### ⑥ 理事等の自己取引（利益相反取引）等に係る手続きの整備

理事が組合との取引等をする場合は、理事会において、その承認を受けることとされているが、改正農協法において、当該取引後に取引内容を報告する旨が規定された。

#### ⑦ 総代定数見直しに伴う変更

農業農村を取り巻く環境の変化と高齢化に伴う正組合員の減少や総代の推薦母体である農事改良組合等の現状等を勘案し、総代定数の削減を行う。

#### ⑧ その他

- ・改正農協法において、配当に係る内部留保の定義が明記された。
- ・改正農協法において、「議決」が「決議」とされた。
- ・その他字句修正や法改正等に伴う引用条文の変更等。

### （2）定款附属書役員選任規程

- ・改正農協法において、「議決」が「決議」とされた。
- ・その他法改正等に伴う引用条文の変更。

### （3）定款附属書総代選挙規程

- ・定款の一部変更に伴う引用条文の変更。
- ・総代定数の削減に伴う変更

定款新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
目次	目次
<p>第1章 総則（第1条～第6条）            第2章 事業（第7条～第10条）            第3章 組合員（第11条～第21条）            第4章 出資及び経費分担（第22条～第26条）            第5章 役職員（第27条～第36条）            第6章 総会（第37条～第49条）            第7章 総代会（第50条～第52条）            第8章 理事会（第53条～第57条）            第9章 会計（第58条～第68条）            第10章 雑則（第69条～第70条）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第6条）            第2章 事業（第7条～第11条）            第3章 組合員（第12条～第22条）            第4章 出資及び経費分担（第23条～第28条）            第5章 役職員（第29条～第38条）            第6章 総会（第39条～第51条）            第7章 総代会（第52条～第54条）            第8章 理事会（第55条～第59条）            第9章 会計（第60条～第70条）            第10章 雑則（第71条～第72条）</p>
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)
第2章 事業	第2章 事業
(事業)	(事業)
第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。	第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
(10) 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売	(10) 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
(11) 共済に関する施設	(11) <u>農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業</u>
(12) 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行	(12) 共済に関する施設 (12の2) 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
(13)～(34) (略)	(13)～(34) (略)
2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。	2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第4条に規定するものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）	(2) 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第1条の4に規定するものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
	<u>(専属利用契約)</u>
	第8条 この組合は、1年以内の期間において、

新 条 文	現 行 条 文
<p>(員外利用)</p> <p>第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第33号までの事業(第16号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項および第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第4号(法第10条第23項各号に掲げるものに限る。)、第23号、第25号および第26号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、第7条第1項第12号の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第9条 第7条第1項第2号、第3号、第4号(法第10条第23項各号に掲げるものに限る。)及び第23号から第33号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第7条第1項第11号の事業の実施に当たっては、<u>共済規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(子会社)</p> <p>第10条 この組合の事業を行う上で必要な場合には、子会社(法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。)を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の子会社管理規程は、<u>理事会の決議</u>を経</p>	<p><u>組合員がこの組合の施設の一部を専ら利用しなければならない旨の契約を組合員と締結することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の契約は、書面でこれをしなければならない。</u></p> <p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第33号までの事業(第16号の事業を除く。)およびこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項および第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第4号(法第10条第23項各号に掲げるものに限る。)、第23号、第25号および第26号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、第7条第1項第12号の2の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号、第4号(法第10条第23項各号に掲げるものに限る。)及び第23号から第33号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第7条第1項第11号の事業の実施に当たっては、農業倉庫業務規程の定めるところによるものとする。</u></p> <p>6 第7条第1項第12号の事業の実施に当たっては、<u>共済規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>7～8 (略)</p> <p>(子会社)</p> <p>第11条 この組合の事業を行う上で必要な場合には、子会社(法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。)を設けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の子会社管理規程は、<u>理事会の議決</u>を経</p>



新 条 文	現 行 条 文
<p>てこれを定める。</p> <p>第3章 組合員</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第11条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第11号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第12条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第11条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。</p> <p>(加入)</p> <p>第13条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申</p>	<p>てこれを定める。</p> <p>第3章 組合員</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例)</p> <p>第13条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。</p> <p>(加入)</p> <p>第14条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 自ら又は第三者を利用して第19条第1項第3号から第8号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約</p>	<p>(2) 自ら又は第三者を利用して第20条第1項第3号から第8号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約</p>
<p>2 前項の場合において、第11条第2項第3号及び同条第3項第4号から第6号までに該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、第12条第2項第3号及び同条第3項第4号から第6号までに該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>3～6 (略)</p>	<p>3～6 (略)</p>
<p>第14条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>(持分の譲渡)</p>	<p>(持分の譲渡)</p>
<p>第15条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。</p>	<p>第16条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。</p>
<p>2 組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第13条第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第14条第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。</p>
<p>第16条～第17条 (略)</p>	<p>第17条～第18条 (略)</p>
<p>(脱退)</p>	<p>(脱退)</p>
<p>第18条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。</p>	<p>第19条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。</p>
<p>2 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第20条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。</p>	<p>2 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第21条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。</p>
<p>3 この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第15条の規定は適用しない。</p>	<p>3 この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第16条の規定は適用しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 第20条第2項の規定は、第2項の場合に準用</p>	<p>5 第21条第2項の規定は、第2項の場合に準用</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(除名)</p> <p>第19条 組合員が、次の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条及び第23条の規定による出資の払込み及び第24条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 第13条第1項各号の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>3 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。</p> <p>(持分の払戻し)</p> <p>第20条 第18条第6項各号の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>第4章 出資及び経費分担</p> <p>第22条～第23条 (略)</p>	<p>する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(除名)</p> <p>第20条 組合員が、次の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第23条及び第24条の規定による出資の払込み及び第26条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2 第14条第1項各号の表明・確約違反に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。</p> <p>3 除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。</p> <p>(持分の払戻し)</p> <p>第21条 第19条第6項各号の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>第4章 出資及び経費分担</p> <p>第23条～第24条 (略)</p> <p>(回転出資)</p> <p>第25条 組合員は、第68条の規定により、その事業の利用分量の割合に応じて配当される毎事業年度の剰余金の額に相当する金額を超えない範囲で総会で定める金額を、回転出資金として、5年を限りこの組合に出資しなければならない。</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>第 24 条～第 26 条 (略)</p> <p>第 5 章 役職員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第 27 条 この組合に、役員として理事 27 人及び監事 6 人を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 監事のうち 1 人は、法第 30 条第 14 項に規定する者をもって充てるものとする。</p> <p>5 理事の定数の過半数は、この組合の第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>6 前項の規定の適用については、第 12 条の規定による正組合員である理事で、任期中に第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当しなくなった者は、その任期中は第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員である理事とみなす。</p> <p>第 28 条～第 30 条 (略)</p> <p>(代表理事)</p> <p>第 31 条 組合を代表すべき理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。</p> <p>(組合長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第 32 条 理事のうち 1 人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。</p> <p>2 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 専務理事は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>5 常務理事は、組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第 33 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p>	<p>2 <u>組合員は、回転出資金の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。</u></p> <p>第 26 条～第 28 条 (略)</p> <p>第 5 章 役職員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第 29 条 この組合に、役員として理事 27 人及び監事 6 人を置く。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 監事のうち 1 人は、法第 30 条第 12 項に規定する者をもって充てるものとする。</p> <p>5 理事の定数の過半数は、この組合の第 12 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>6 前項の規定の適用については、第 13 条の規定による正組合員である理事で、任期中に第 12 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当しなくなった者は、その任期中は第 12 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員である理事とみなす。</p> <p>第 30 条～第 32 条 (略)</p> <p>(代表理事)</p> <p>第 33 条 組合を代表すべき理事は、理事会の<u>議決</u>により理事のうちから選任する。</p> <p>(組合長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第 34 条 理事のうち 1 人を組合長とし、理事会の<u>議決</u>により理事のうちから選任する。</p> <p>2 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の<u>議決</u>により理事のうちから選任することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 専務理事は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の<u>議決</u>により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>5 常務理事は、組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の<u>議決</u>により定めた順位に従い、組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第 35 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>2～6 (略)</p> <p>7 第<u>53</u>条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>(役員<span>の</span>責任)</p> <p>第<u>34</u>条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>役員は、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する場合においては、組合の利益の犠牲の下に自己の利益を図ってはならない。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 役員が、前4項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p> <p>(役員<span>の</span>任期)</p> <p>第<u>35</u>条 役員<span>の</span>任期は、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任並びに第30条及び法第95条第2項の規定による改選並びに法第96条の規定による決議の取消しによる選任によって選任される役員<span>の</span>任期は、退任した役員<span>の</span>残任期間とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第<u>36</u>条 (略)</p> <p>第6章 総会</p> <p>(総会<span>の</span>招集)</p> <p>第<u>37</u>条 組合長は、理事会<span>の</span>決議を経て、毎事業年度1回6月に通常総会を招集する。</p> <p>2 組合長は、次の場合に理事会<span>の</span>決議を経て臨時総会を招集する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>7 第<u>55</u>条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>(役員<span>の</span>責任)</p> <p>第<u>36</u>条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、<u>農業倉庫業務規程</u>、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 役員が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p> <p>(役員<span>の</span>任期)</p> <p>第<u>37</u>条 役員<span>の</span>任期は、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任並びに第<u>32</u>条及び法第95条第2項の規定による改選並びに法第96条の規定による決議の取消しによる選任によって選任される役員<span>の</span>任期は、退任した役員<span>の</span>残任期間とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第<u>38</u>条 (略)</p> <p>第6章 総会</p> <p>(総会<span>の</span>招集)</p> <p>第<u>39</u>条 組合長は、理事会<span>の</span>議決を経て、毎事業年度1回6月に通常総会を招集する。</p> <p>2 組合長は、次の場合に理事会<span>の</span>議決を経て臨時総会を招集する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>

新 条 文	現 行 条 文
(3) 正組合員が、 <u>第30条</u> の規定により役員の変更を請求したとき	(3) 正組合員が、 <u>第32条</u> の規定により役員の変更を請求したとき
3～4 (略)	3～4 (略)
(総会の招集手続)	(総会の招集手続)
第 <u>38条</u> 総会を招集する場合には、 <u>理事会の決議</u> により、次に掲げる事項を定めなければならない。	第 <u>40条</u> 総会を招集する場合には、 <u>理事会の議決</u> により、次に掲げる事項を定めなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
(総会の <u>決議事項</u> )	(総会の <u>議決事項</u> )
第 <u>39条</u> 次に掲げる事項は、総会の <u>決議</u> を経なければならない。	第 <u>41条</u> 次に掲げる事項は、総会の <u>議決</u> を経なければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 規約、信用事業規程、 <u>共済規程</u> 、 <u>信託規程</u> 、 <u>宅地等供給事業実施規程</u> 、 <u>農地利用集積円滑化事業規程</u> 、 <u>農業経営受託規程</u> 及び <u>特定農地貸付規程</u> の設定、変更及び廃止	(2) 規約、信用事業規程、 <u>共済規程</u> 、 <u>信託規程</u> 、 <u>宅地等供給事業実施規程</u> 、 <u>農地利用集積円滑化事業規程</u> 、 <u>農業経営受託規程</u> 、 <u>農業倉庫業務規程</u> 及び <u>特定農地貸付規程</u> の設定、変更及び廃止
(3)～(7) (略)	(3)～(7) (略)
(8) <u>解散</u> 、 <u>合併</u> 、 <u>法第70条第1項の規定による権利義務の承継</u> （以下「 <u>包括承継</u> 」という。）及び <u>新設分割</u>	(8) <u>解散及び合併</u>
(9) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号、第3号及び第4号（法第10条第23項各号に掲げるものに限る。）の事業（これらに附帯する事業を含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、 <u>共済事業</u> （第7条第1項第 <u>11号</u> の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡および <u>共済契約の包括移転</u>	(9) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号、第3号及び第4号（法第10条第23項各号に掲げるものに限る。）の事業（これらに附帯する事業を含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、 <u>共済事業</u> （第7条第1項第 <u>12号</u> の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡および <u>共済契約の包括移転</u>
(10) (略)	(10) (略)
(11) <u>共済契約に係る法第11条の52</u> に規定する契約条件の変更	(11) <u>共済契約に係る法第11条の33</u> に規定する契約条件の変更
(12)～(18) (略)	(12)～(18) (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>平成27年改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧農協法第37条の2第7項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表</u>	3 <u>法第37条の2第7項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の議決を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会に</u>

新 条 文	現 行 条 文
<p>については、総会の決議を経ることを要しない。 この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。</p>	<p>これらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 <u>第1項第8号の新設分割のうち、新設分割によって設立する組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割をする組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合における新設分割は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</u></p>	
<p>6～8 (略)</p>	<p>5～7 (略)</p>
<p>(総会の報告事項)</p>	<p>(総会の報告事項)</p>
<p>第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。</p>	<p>第42条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。</p>
<p>(1) <u>平成27年改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</u></p>	<p>(1) <u>法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</u></p>
<p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p>
<p>(総会の定足数)</p>	<p>(総会の定足数)</p>
<p>第41条 総会は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第11条第2項の規定による正組合員である場合でなければ議事を開き決議することができない。この場合において、第47条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。</p>	<p>第43条 総会は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合でなければ議事を開き議決することができない。この場合において、第49条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。</p>
<p>2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、出席者の半数以上が第11条第2項の規定による正組合員である場合には議事を開き決議することができる。</p>	<p>2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合には議事を開き議決することができる。</p>
<p>(緊急議案)</p>	<p>(緊急議案)</p>
<p>第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで及び第45条に規定する事項並びに役員を選任(第30条及び法第95条第2項の規定による</p>	<p>第44条 総会では、第40条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第41条第1項第9号から第14号まで及び第47条に規定する事項並びに役員を選任(第32条及び法第95条第2項の規定による</p>

新 条 文	現 行 条 文
改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。	改選を除く。)を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。
第 43 条 (略) (総会の <u>決議</u> 方法及び議長)	第 45 条 (略) (総会の <u>議決</u> 方法及び議長)
第 44 条 (略) (総会の特別 <u>決議</u> 事項)	第 46 条 (略) (総会の特別 <u>議決</u> 事項)
第 45 条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第 11 条第 2 項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による <u>決議</u> を必要とする。	第 47 条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第 12 条第 2 項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による <u>議決</u> を必要とする。
(1) (略) (2) 解散、 <u>合併</u> 、 <u>包括承継</u> 及び新設分割 (3)～(7) (略) (8) 共済契約に係る法第 11 条の 52 に規定する契約条件の変更 (特別 <u>決議</u> に関する特例)	(1) (略) (2) 解散及び <u>合併</u> (3)～(7) (略) (8) 共済契約に係る法第 11 条の 33 に規定する契約条件の変更 (特別 <u>議決</u> に関する特例)
第 45 条の 2 次に掲げる <u>決議</u> は、第 41 条及び第 45 条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。	第 47 条の 2 次に掲げる <u>議決</u> は、第 43 条及び第 47 条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。
(1) 第 39 条第 1 項第 11 号の <u>決議</u> 又はこれとともに行う第 45 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号に掲げる事項に係る <u>決議</u> (2) 農水産業協同組合貯金保険法第 83 条第 1 項の管理を命ずる処分があった場合における第 45 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る <u>決議</u>	(1) 第 41 条第 1 項第 11 号の <u>議決</u> 又はこれとともに行う第 47 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号に掲げる事項に係る <u>議決</u> (2) 農水産業協同組合貯金保険法第 83 条第 1 項の管理を命ずる処分があった場合における第 47 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事項に係る <u>議決</u>
2 前項の規定により仮にした <u>決議</u> (以下この条において「 <u>仮決議</u> 」という。)があった場合には、組合員に対し、当該 <u>仮決議</u> の趣旨を通知し、当該 <u>仮決議</u> の日から 1 月以内に再度の総会を招集しなければならない。	2 前項の規定により仮にした <u>議決</u> (以下この条において「 <u>仮議決</u> 」という。)があった場合には、組合員に対し、当該 <u>仮議決</u> の趣旨を通知し、当該 <u>仮議決</u> の日から 1 月以内に再度の総会を招集しなければならない。
3 前項の総会において第 1 項に規定する多数をもって <u>仮決議</u> を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該 <u>仮決議</u> をした事項に係る <u>決議</u> があったものとみなす。 (総会の <u>続行</u> 又は延期)	3 前項の総会において第 1 項に規定する多数をもって <u>仮議決</u> を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該 <u>仮議決</u> をした事項に係る <u>議決</u> があったものとみなす。 (総会の <u>続行</u> 又は延期)
第 46 条 総会は、その <u>決議</u> によりこれを <u>続行</u> し、又は延期することができる。	第 48 条 総会は、その <u>議決</u> によりこれを <u>続行</u> し、又は延期することができる。
2 前項の規定により <u>続行</u> され、又は延期された総会には、第 38 条の規定を適用しない。	2 前項の規定により <u>続行</u> され、又は延期された総会には、第 40 条の規定を適用しない。



新 条 文	現 行 条 文
<p>(書面又は代理人による決議)</p> <p>第 47 条 正組合員は、第 38 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 48 条～第 49 条 (略)</p>	<p>(書面又は代理人による議決)</p> <p>第 49 条 正組合員は、第 40 条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第 50 条～第 51 条 (略)</p>
<p>第 7 章 総代会</p>	<p>第 7 章 総代会</p>
<p>(総代会)</p> <p>第 50 条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>2 総代は、正組合員でなければならない、かつ、その半数以上は第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>3 前項の規定の適用については、第 12 条の規定による正組合員である総代で、任期中に第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当しなくなった者は、その任期中は第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する者とみなす。</p> <p>4 総代の定数は、527 人とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 51 条 (略)</p>	<p>(総代会)</p> <p>第 52 条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。</p> <p>2 総代は、正組合員でなければならない、かつ、その半数以上は第 12 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>3 前項の規定の適用については、第 13 条の規定による正組合員である総代で、任期中に第 12 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当しなくなった者は、その任期中は第 12 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する者とみなす。</p> <p>4 総代の定数は、614 人とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第 53 条 (略)</p>
<p>(議決権等)</p> <p>第 52 条 総代は各々 1 個の議決権を有する。</p> <p>2 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第 47 条第 3 項中「その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第 4 項中「5 人」とあるのは「2 人」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 総代会において組合の解散、非出資組合への移行に関する定款の変更、合併、包括承継又は新設分割の決議があったときは、理事は当該決議の日から 10 日以内に、正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(議決権等)</p> <p>第 54 条 総代は各々 1 個の議決権を有する。</p> <p>2 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第 49 条第 3 項中「その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第 4 項中「5 人」とあるのは「2 人」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 総代会において組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は当該議決の日から 10 日以内に、正組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。</p> <p>5 (略)</p>
<p>第 8 章 理事会</p>	<p>第 8 章 理事会</p>
<p>(理事会の招集者)</p>	<p>(理事会の招集者)</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>第 53 条 理事会は、組合長が招集する。</p> <p>2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、他の理事が招集する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 54 条 (略)</p> <p>(理事会の決議事項)</p> <p>第 55 条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 第 60 条第 1 項第 7 号に掲げる方法に運用する余裕金の額の最高限度に関する事項</p> <p>(10) 5 億円超の信用の供与等（法第 11 条の 8 第 1 項に規定する信用の供与等（第 15 号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>(13) 同一人（当該同一人と特殊の関係のある者（法第 11 条の 8 第 1 項に規定する者をいう。）を含む。）に対する信用の供与等の最高限度額</p> <p>(14)～(16) (略)</p> <p>(17) 第 39 条第 2 項に規定する共済規程の変更</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>平成 27 年改正法附則第 10 条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第 73 条の 22 第 1 項第 1 号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 第 39 条第 4 項の規定に該当する合併</p> <p>(24) 第 39 条第 5 項の規定に該当する新設分割</p> <p>(25) 第 39 条第 6 項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け</p> <p>(26) 第 39 条第 7 項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。</p> <p>(27) (略)</p> <p>2 理事は、前項第 17 号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p>	<p>第 55 条 理事会は、組合長が招集する。</p> <p>2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第 56 条 (略)</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第 57 条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 第 62 条第 1 項第 7 号に掲げる方法に運用する余裕金の額の最高限度に関する事項</p> <p>(10) 5 億円超の信用の供与等（法第 11 条の 4 第 1 項に規定する信用の供与等（第 15 号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項</p> <p>(11)～(12) (略)</p> <p>(13) 同一人（当該同一人と特殊の関係のある者（法第 11 条の 4 第 1 項に規定する者をいう。）を含む。）に対する信用の供与等の最高限度額</p> <p>(14)～(16) (略)</p> <p>(17) 第 41 条第 2 項に規定する共済規程の変更</p> <p>(18)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>法第 73 条の 22 第 1 項第 1 号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</u></p> <p>(22) (略)</p> <p>(23) 第 41 条第 4 項の規定に該当する合併</p> <p>(24) 第 41 条第 5 項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け</p> <p>(25) 第 41 条第 6 項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。</p> <p>(26) (略)</p> <p>2 理事は、前項第 17 号の共済規程の変更を議決したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>3 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>3 理事は、<u>理事会の承認を受けた場合に限り、この組合と契約することができる。</u></p>
<p>(1) 自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。</p>	
<p>(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。</p>	
<p>4 理事は、前項各号の取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p>	
<p>第56条 (略) (理事会の決議方法及び議長)</p>	<p>第58条 (略) (理事会の議決方法及び議長)</p>
<p>第57条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。</p>	<p>第59条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。</p>
<p>2～6 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p>
<p>7 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p>	<p>7 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 議事の経過の要領及び結果(議案別の決議の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。)</p>	<p>(2) 議事の経過の要領及び結果(議案別の議決の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。)</p>
<p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p>
<p>第9章 会計</p>	<p>第9章 会計</p>
<p>第58条 (略)</p>	<p>第60条 (略)</p>
<p>(会計区分)</p>	<p>(会計区分)</p>
<p>第59条 この組合は、信用事業に係る会計及び共済事業に係る会計をそれぞれ他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。</p>	<p>第61条 この組合は、信用事業に係る会計及び共済事業に係る会計をそれぞれ他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。</p>
<p>2 第7条第1項第8号及び第9号の各事業並びに第17号から第19号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。</p>	<p>2 第7条第1項第8号及び第9号の各事業並びに第11号及び第17号から第19号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。</p>
<p>第60条 (略)</p>	<p>第62条 (略)</p>
<p>(剰余金の処分)</p>	<p>(剰余金の処分)</p>
<p>第61条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、第64条の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。</p>	<p>第63条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、第66条の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。</p>
<p>(利益準備金)</p>	<p>(利益準備金)</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>第 62 条 この組合は、出資総額の 2 倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これをてん補した後の残額。第 64 条、第 65 条及び第 66 条第 2 項において同じ。）の 5 分の 1 に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。</p>	<p>第 64 条 この組合は、出資総額の 2 倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これをてん補した後の残額。第 66 条、第 67 条及び第 68 条第 2 項において同じ。）の 5 分の 1 に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。</p>
<p>第 63 条～第 64 条 (略) (任意積立金)</p>	<p>第 65 条～第 66 条 (略) (任意積立金)</p>
<p>第 65 条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第 62 条の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。</p>	<p>第 67 条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第 64 条の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。</p>
<p>2 任意積立金は、損失金<del>の</del>てん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。 (配当)</p>	<p>2 任意積立金は、損失金<del>の</del>てん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。 (配当)</p>
<p>第 66 条 この組合の剰余金の処分に当たっては、<u>経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第 5 項までに定めるところによる。</u></p>	<p>第 68 条 この組合の剰余金の処分に当たっては、内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第 5 項までに定めるところによる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じてこれを行う。</p>	<p>3 この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額 <u>(回転出資金の額を除く。次条において同じ。)</u> に応じてこれを行う。</p>
<p>4 前 2 項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。</p>	<p>4 前 2 項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第 67 条 (略) (損失金の処理)</p>	<p>第 69 条 (略) (損失金の処理)</p>
<p>第 68 条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金、資本準備金及び再評価積立金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。</p>	<p>第 70 条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金、資本準備金、<u>回転出資金及び再評価積立金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。</u></p>
	<p>2 <u>前項の損失金<del>の</del>てん補に充てるべき回転出資金の額は、当該事業年度末における各事業年度の回転出資金の額の割合に応じてそれぞれこれを算定する。</u></p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>第10章 雑則</p> <p>第69条～第70条 (略)</p> <p>附則(平成 年 月 日)</p> <p><u>この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。ただし、総代定数については、認可日以降の総代改選から適用する。</u></p>	<p>第10章 雑則</p> <p>第71条～第72条 (略)</p>

### 定款附属書役員選任規程新旧対照表(案)

新 条 文	現 行 条 文
<p>第1条 (略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第2条 役員は、総会の<u>決議</u>によって選任する。</p> <p>2 定款第41条第2項後段の規定は、前項の規定による役員の選任については、これを適用しない。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第6条 第2条第1項の<u>決議</u>は、無記名投票で表決をとる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、定款第47条の規定により代理人をもって議決権を行う場合に準用する。この場合において、同項中「正組合員」とあるのは「正組合員の代理人」と、「その資格」とあるのは「当該代理に係る正組合員の資格」と読み替えるものとする。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第7条 正組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行うときは、第6条第2項の規定にかかわらず、定款第47条第2項の規定により役員の選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時(理事会が別に定めたときはその日時)までにこの組合に提出しなければならない。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(再選任)</p> <p>第10条 役員に選任された者(以下「被選任者」</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第2条 役員は、総会の<u>議決</u>によって選任する。</p> <p>2 定款第43条第2項後段の規定は、前項の規定による役員の選任については、これを適用しない。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第6条 第2条第1項の<u>議決</u>は、無記名投票で表決をとる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、定款第49条の規定により代理人をもって議決権を行う場合に準用する。この場合において、同項中「正組合員」とあるのは「正組合員の代理人」と、「その資格」とあるのは「当該代理に係る正組合員の資格」と読み替えるものとする。</p> <p>(書面による議決権の行使)</p> <p>第7条 正組合員は、役員の選任について書面をもって議決権を行うときは、第6条第2項の規定にかかわらず、定款第49条第2項の規定により役員の選任に関する議案について、議決権行使書面に賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時(理事会が別に定めたときはその日時)までにこの組合に提出しなければならない。</p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(再選任)</p> <p>第10条 役員に選任された者(以下「被選任者」</p>

新 条 文	現 行 条 文
<p>という。)が、定款第 28 条各号のいずれかに該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は農業協同組合法（以下「法」という。）第 96 条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。</p> <p>(補欠選任)</p> <p>第 11 条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の 3 分の 1 未満であるとき、若しくは監事の定数の 3 分の 2 未満であるとき（員外監事（法第 30 条第 14 項に規定する監事をいう。以下同じ。）の全部が欠ける場合を除く。）、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前 3 月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。</p> <p>附則（平成 年 月 日）</p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p>	<p>という。)が、定款第 30 条各号のいずれかに該当することとなったこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は農業協同組合法（以下「法」という。）第 96 条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。</p> <p>(補欠選任)</p> <p>第 11 条 役員の全部又は一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が理事の定数の 3 分の 1 未満であるとき、若しくは監事の定数の 3 分の 2 未満であるとき（員外監事（法第 30 条第 12 項に規定する監事をいう。以下同じ。）の全部が欠ける場合を除く。）、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前 3 月以内であるとき（員外監事の全部が欠ける場合を除く。）は、次の総会まで補欠選任を行わないことができる。</p>

#### 定款附属書総代選挙規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(選挙区等)</p> <p>第 3 条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 4 条～第 25 条 (略)</p> <p>附則（平成 年 月 日）</p> <p><u>この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。ただし、総代定数については、認可日以降の総代改選から適用する。</u></p>	<p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(選挙区等)</p> <p>第 3 条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第 12 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する正組合員でなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第 4 条～第 25 条 (略)</p>

新 条 文				現 行 条 文			
別表（第3条第2項による選挙区および定数）				別表（第3条第2項による選挙区および定数）			
選 挙 区	定数 (人)	選 挙 区	定数 (人)	選 挙 区	定数 (人)	選 挙 区	定数 (人)
水 口 地 区	<u>1 2 5</u>	甲 南 地 区	<u>7 8</u>	水 口 地 区	<u>1 4 4</u>	甲 南 地 区	<u>9 0</u>
土 山 地 区	<u>7 2</u>	信 楽 地 区	<u>6 6</u>	土 山 地 区	<u>8 1</u>	信 楽 地 区	<u>7 8</u>
甲 賀 地 区	<u>1 0 7</u>	湖 南 地 区	<u>7 9</u>	甲 賀 地 区	<u>1 2 7</u>	湖 南 地 区	<u>9 4</u>
		計	<u>5 2 7</u>			計	<u>6 1 4</u>

附帯決議

定款並びに定款附属書役員選任規程及び定款附属書総代選挙規程の一部変更につき、認可申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任することについて承認をお願いするものです。

# 第4号議案説明資料

## 規約変更理由書（案）

改正農協法が平成28年4月1日より施行されたことに伴い、専属利用契約に係る規定の削除及び「議決」を「決議」とする等の変更を行う。

### 規約新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1条 (略) (規約の改廃)	第1条 (略) (規約の改廃)
第2条 この規約の改廃は、総会の <u>決議</u> を経て行う。	第2条 この規約の改廃は、総会の <u>議決</u> を経て行う。
第3条～第15条 (略) (総会の議事録記載事項)	第3条～第15条 (略) (総会の議事録記載事項)
第16条 議事録には次の事項を記載し、又は記録しなければならない。 (1)～(10) (略) (11) 議案別の <u>決議</u> の結果 (12)～(14) (略)	第16条 議事録には次の事項を記載し、又は記録しなければならない。 (1)～(10) (略) (11) 議案別の <u>議決</u> の結果 (12)～(14) (略)
第17条～第18条 (略) (代理禁止)	第17条～第18条 (略) (代理禁止)
第19条 理事は、代理人をもって <u>決議</u> することはできない。	第19条 理事は、代理人をもって <u>議決</u> することはできない。
第20条～第22条 (略) (理事会議事録の記載事項)	第20条～第22条 (略) (理事会議事録の記載事項)
第23条 理事会議事録には、次の事項を記載して、出席した理事及び監事全員がこれに署名若しくは記名押印するものとする。 (1)～(7) (略) (8) 議案別の <u>決議</u> の結果（可決・否決の別及び賛否の議決数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名） (9)～(11) (略) (監事会)	第23条 理事会議事録には、次の事項を記載して、出席した理事及び監事全員がこれに署名若しくは記名押印するものとする。 (1)～(7) (略) (8) 議案別の <u>議決</u> の結果（可決・否決の別及び賛否の議決数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名） (9)～(11) (略) (監事会)
第24条 監事は、監事全員をもって監事会を構成する。 2 監事は、監事会の <u>決議</u> により、代表監事1人並びに常勤監事1人を選出する。	第24条 監事は、監事全員をもって監事会を構成する。 2 監事は、監事会の <u>議決</u> により、代表監事1人並びに常勤監事1人を選出する。
3 (略)	3 (略)
第25条～第27条 (略)	第25条～第27条 (略)



新 条 文	現 行 条 文
(委員会の設置)	(委員会の設置)
第 28 条 組合長は、業務上必要と認めた場合、理事会の <u>決議</u> を経て各種委員会を設けることができる。	第 28 条 組合長は、業務上必要と認めた場合、理事会の <u>議決</u> を経て各種委員会を設けることができる。
2 (略)	2 (略)
第 29 条～第 31 条 (略)	第 29 条～第 31 条 (略)
(職員の区分)	(職員の区分)
第 32 条 この組合に次の職員を置くことができる。	第 32 条 この組合に次の職員を置くことができる。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
2 前項のほか、必要に応じ <u>準職員</u> を置くことができる。	2 前項のほか、必要に応じ <u>嘱託及び臨時職員</u> を置くことができる。
第 33 条 (略)	第 33 条 (略)
第 34～第 35 条 (略)	第 34 条 <u>削除</u> 第 35 条～第 36 条 (略)
(損害賠償)	(損害賠償)
第 36 条 この組合は、職員が故意又は重大な過失により、この組合に損害を与えたとき（組合員以外のものに損害を与えたため、この組合がこれを補償しなければならない場合を含む。）は、理事会の <u>決議</u> を経て損害補償金を徴することができる。	第 37 条 この組合は、職員が故意又は重大な過失により、この組合に損害を与えたとき（組合員以外のものに損害を与えたため、この組合がこれを補償しなければならない場合を含む。）は、理事会の <u>議決</u> を経て損害補償金を徴することができる。
第 37 条～第 39 条 (略)	第 38 条～第 40 条 (略)
	( <u>専属利用契約</u> )
	第 41 条 <u>定款第 8 条の規定による専属利用契約の品目、分量及びその他の条件は、総会の承認を経るものとする。</u>
	2 <u>前項の契約に違反した組合員に対しては、総会で決定した範囲内において理事会の定める違約金を課することができる。</u>
第 40 条～第 41 条 (略)	第 42 条～第 43 条 (略)
第 42 条～第 45 条 (略)	第 44 条 <u>削除</u> 第 45 条～第 48 条 (略)
附則（平成 年 月 日）	
<u>この規約の変更は、第 38 回通常総代会（平成 年 月 日）における定款の変更について、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u>	

# 第5号議案説明資料

## 信用事業規程変更理由書（案）

改正農協法が平成28年4月1日より施行されたことに伴い、引用条文の変更を行う。

### 信用事業規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
第1 事業の種類 1～16 (略)	第1 事業の種類 1～16 (略)
第2 事業の実施方法 1 (略) 2 資金の貸付け及び手形の割引 (1) 事業の範囲 イ～ハ (略) ニ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で農業協同組合法施行令第4条に規定するものの貸付け（前各号に掲げるものを除く。） ホ～リ (略) (2)～(5) (略) 3～4 (略) 5 信用の供与等の限度額 (1) (略) (2) 信用供与等の限度額 イ 農業協同組合法第11条の8第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の8第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合の子会社等が保証している額及びこの組合の子会社が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の	第2 事業の実施方法 1 (略) 2 資金の貸付け及び手形の割引 (1) 事業の範囲 イ～ハ (略) ニ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で農業協同組合法施行令第1条の4に規定するものの貸付け（前各号に掲げるものを除く。） ホ～リ (略) (2)～(5) (略) 3～4 (略) 5 信用の供与等の限度額 (1) (略) (2) 信用供与等の限度額 イ 農業協同組合法第11条の4第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の4第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合の子会社等が保証している額及びこの組合の子会社が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の

新 条 文	現 行 条 文
<p>額から除くものとする。</p> <p>(3) 次に掲げる信用の供与については、(2)の規定は適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 農業協同組合法施行令第 10 条第 11 項各号に規定する信用の供与等</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>6 ~ 17 (略)</p> <p>第 3 (略)</p> <p><u>附則 (平成 年 月 日)</u></p> <p><u>この規程の変更は、第 38 回通常総代会の決議のあった日から効力を生ずる。</u></p>	<p>額から除くものとする。</p> <p>(3) 次に掲げる信用の供与については、(2)の規定は適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 農業協同組合法施行令第 1 条の 10 第 11 項各号に規定する信用の供与等</p> <p>(4) ~ (6) (略)</p> <p>6 ~ 17 (略)</p> <p>第 3 (略)</p>

# 第6号議案説明資料

## 監事監査規程変更理由書（案）

改正農協法が平成28年4月1日より施行されたことに伴い、定款の条数が変更になることから、引用条文の変更を行う。

また、同法において「議決」が「決議」とされたことに伴い、条文に記載されている「議決」については「決議」に変更を行う。

### 監事監査規程新旧対照表（案）

新 条 文	現 行 条 文
(規程の目的)	(規程の目的)
第1条 この規程は、定款第33条第13項の規定に基づき、監事の監査に関する基本的な事項を定める。監事の監査に関する基本的な事項は、法令、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。	第1条 この規程は、定款第35条第13項の規定に基づき、監事の監査に関する基本的な事項を定める。監事の監査に関する基本的な事項は、法令、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
第2条～第12条 (略)	第2条～第12条 (略)
(監査項目)	(監査項目)
第13条 定期に行う監査は、おおむね次に掲げる事項の適法性・適正性・妥当性等について行う。 (1)～(5) (略) (6) 総(代)会、理事会、その他重要な諸会議の <u>決議</u> 事項及び遵守状況 (7)～(15) (略)	第13条 定期に行う監査は、おおむね次に掲げる事項の適法性・適正性・妥当性等について行う。 (1)～(5) (略) (6) 総(代)会、理事会、その他重要な諸会議の <u>議決</u> 事項及び遵守状況 (7)～(15) (略)
2 (略)	2 (略)
第14条～第22条 (略)	第14条～第22条 (略)
(規程の変更)	(規程の変更)
第23条 この規程の変更は、監事全員の一致による <u>決議</u> を経て、総(代)会の承認を受けるものとする。	第23条 この規程の変更は、監事全員の一致による <u>議決</u> を経て、総(代)会の承認を受けるものとする。
<u>附則(平成 年 月 日)</u> <u>この規程の変更は、第38回通常総代会(平成 年 月 日)における定款の変更について、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u>	

# 子会社及び関連会社決算書

## ◇ 株式会社初穂（第43期決算書）

貸借対照表			
平成28年1月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	272,191	I 流動負債	43,118
1 現金及び預金	223,613	1 買掛金	19,814
2 受取手形	609	2 未払金	14,534
3 売掛金	42,634	3 未払法人税等	3,384
4 原材料	5,276	4 預り金	1,930
5 繰延税金資産	380	5 未払消費税等	3,457
6 貸倒引当金	△ 320	II 固定負債	17,806
II 固定資産	216,077	1 役員退職慰労引当金	17,806
1 有形固定資産	125,430	<b>負債の部合計</b>	<b>60,924</b>
(1) 減価償却資産	91,498	<b>(純資産の部)</b>	
(2) 土地	33,932	I 株主資本	427,344
2 無形固定資産	302	1 資本金	30,000
3 投資その他の資産	90,344	2 利益剰余金	397,344
(1) 出資金	450	(1) 利益準備金	38,500
(2) 長期前払費用	621	(2) その他利益剰余金	358,844
(3) 保険積立金	83,105	① 別途積立金	301,236
(4) 繰延税金資産	6,168	② 繰越利益剰余金	57,608
<b>資産の部合計</b>	<b>488,268</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>427,344</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>488,268</b>

損益計算書	
平成27年2月1日～平成28年1月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	493,423
II 売上原価	396,808
売上総利益	96,615
III 販売費及び一般管理費	62,315
営業利益	34,300
IV 営業外収益	1,659
経常利益	35,960
V 特別利益	310
VI 特別損失	110
税引前当期純利益	36,160
法人税、住民税及び事業税	10,715
法人税等調整額	1
当期純利益	25,444

株主資本等変動計算書					
平成27年2月1日～平成28年1月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		
			その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	38,500	151,236	184,564	404,300
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△ 2,400	△ 2,400
剰余金の内訳科目間の振替			150,000	△ 150,000	
当 期 純 利 益				25,444	25,444
当 期 変 動 額 合 計	0	0	150,000	△ 126,956	23,044
当 期 末 残 高	30,000	38,500	301,236	57,608	427,344

◇ 株式会社 J A ゆうハート (第47期決算書)

貸借対照表					
平成28年3月31日現在					
(単位：千円)					
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
I 流動資産	103,362		I 流動負債	30,138	
1 現金及び預金	38,946		1 未払金	21,955	
2 売掛金	3,331		2 前受金	136	
3 介護事業未収金	52,424		3 預り金	2,023	
4 貸付金	8,402		4 未払法人税等	4,164	
5 前払費用	259		5 未払消費税等	1,861	
II 固定資産	70,332		II 固定負債	29,475	
1 有形固定資産	65,023		1 長期借入金	28,725	
(1) 減価償却資産	61,814		2 保証金	750	
(2) 土地	3,210		<b>負債の部合計</b>	<b>59,613</b>	
2 無形固定資産	187		<b>(純資産の部)</b>		
3 投資その他の資産	5,121		I 株主資本	114,081	
(1) 出資金	1,205		1 資本金	30,000	
(2) 保険積立金	516		2 利益剰余金	84,081	
(3) 繰延消費税額等	3,400		(1) 利益準備金	7,500	
			(2) その他利益剰余金	76,581	
			① 別途積立金	29,900	
			② 繰越利益剰余金	46,681	
<b>資産の部合計</b>	<b>173,694</b>		<b>純資産の部合計</b>	<b>114,081</b>	
			<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>173,694</b>	

損益計算書	
平成27年4月1日～平成28年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	405,900
II 売上原価	156,929
<b>売上総利益</b>	<b>248,970</b>
III 販売費及び一般管理費	231,151
<b>営業利益</b>	<b>17,820</b>
IV 営業外収益	4,147
V 営業外費用	608
<b>経常利益</b>	<b>21,359</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>21,359</b>
法人税、住民税及び事業税	7,399
<b>当期純利益</b>	<b>13,960</b>

株主資本等変動計算書					
平成27年4月1日～平成28年3月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	7,500	29,900	33,921	101,321
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△ 1,200	△ 1,200
当 期 純 利 益				13,960	13,960
当 期 変 動 額 合 計	0	0	0	12,760	12,760
当 期 末 残 高	30,000	7,500	29,900	46,681	114,081

◇ 株式会社JAオートパルこうか（第4期決算書）

貸借対照表			
平成28年3月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	124,066	I 流動負債	73,653
1 現金及び預金	81,203	1 買掛金	56,993
2 受取手形	1,276	2 未払金	7,615
3 売掛金	34,948	3 未払消費税等	2,098
4 車輛及び部品	5,574	4 前受金	3,018
5 未収入金	543	5 仮受金	17
6 仮払金	218	6 預り金	786
7 前払費用	524	7 未払法人税等	3,126
8 貸倒引当金	△ 221	II 固定負債	4,591
II 固定資産	3,060	1 退職給与引当金	4,591
1 有形固定資産	2,718	<b>負債の部合計</b>	<b>78,244</b>
(1) 減価償却資産	2,718	<b>(純資産の部)</b>	
2 投資その他の資産	342	I 株主資本	49,112
(1) 出資金	50	1 資本金	30,000
(2) リサイクル預託金	292	2 利益剰余金	19,112
III 繰延資産	230	(1) 利益準備金	3,000
1 繰延資産	230	(2) その他利益剰余金	16,112
		① 繰越利益剰余金	16,112
<b>資産の部合計</b>	<b>127,356</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>49,112</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>127,356</b>

損益計算書	
平成27年4月1日～平成28年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	599,621
II 売上原価	467,479
売上総利益	132,142
III 販売費及び一般管理費	123,208
営業利益	8,933
IV 営業外収益	1,342
経常利益	10,275
税引前当期純利益	10,275
法人税、住民税及び事業税	4,628
当期純利益	5,647

株主資本等変動計算書					
平成27年4月1日～平成28年3月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		
			その他利益剰余金		
			任意積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	30,000	2,000	0	13,865	45,865
当 期 変 動 額					
剰余金の配当				△ 2,400	△ 2,400
剰余金の内訳科目間の振替		1,000		△ 1,000	
当 期 純 利 益				5,647	5,647
当 期 変 動 額 合 計	0	1,000	0	2,247	3,247
当 期 末 残 高	30,000	3,000	0	16,112	49,112

◇ 甲賀協同ガス株式会社（第48期決算書）

貸借対照表			
平成28年 3月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	634,249	I 流動負債	139,032
1 現金及び預金	450,925	1 買掛金	86,228
2 受取手形	3,112	2 未払金	24,531
3 売掛金	84,797	3 未払法人税等	1,415
4 商品	65,285	4 預り金	3,030
5 未収入金	11,264	5 預り保証金	1,051
6 仮払金	410	6 ポイント引当金	18,354
7 前払費用	2,254	7 未払消費税等	4,422
8 預け金	1,909	II 固定負債	847,943
9 未収還付税金	5,978	1 長期借入金	473,254
10 繰延税金資産	10,091	2 長期未払金	374,605
11 貸倒引当金	△ 1,775	3 リース債務	84
II 固定資産	1,805,333	<b>負債の部合計</b>	<b>986,975</b>
1 有形固定資産	1,489,412	<b>(純資産の部)</b>	
(1) 減価償却資産	578,711	I 株主資本	1,452,608
(2) 土地	910,701	1 資本金	210,000
2 無形固定資産	238,985	2 資本剰余金	152,272
3 投資その他の資産	76,937	(1) 資本準備金	150,000
(1) 投資有価証券	42,500	(2) その他資本剰余金	2,272
(2) 出資金	2,358	3 利益剰余金	1,090,336
(3) 差入保証金	130	(1) 利益準備金	30,000
(4) 保険積立金	30,562	(2) その他利益剰余金	1,060,336
(5) 長期前払費用	18	① 別途積立金	1,037,800
(6) 熱量変更費用	1,370	② 繰越利益剰余金	22,536
<b>資産の部合計</b>	<b>2,439,582</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>1,452,608</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,439,582</b>

損益計算書	
平成27年 4月1日～平成28年 3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	1,693,976
II 売上原価	821,729
<b>売上総利益</b>	<b>872,247</b>
III 販売費及び一般管理費	851,653
<b>営業利益</b>	<b>20,594</b>
IV 営業外収益	16,188
V 営業外費用	7,744
<b>経常利益</b>	<b>29,038</b>
VI 特別利益	131
VII 特別損失	10,341
<b>税引前当期純利益</b>	<b>18,827</b>
法人税、住民税及び事業税	4,480
法人税等調整額	2,092
<b>当期純利益</b>	<b>12,255</b>

株主資本等変動計算書								
平成27年 4月1日～平成28年 3月31日								
(単位：千円)								
	株主資本							純資産の部合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金	別途積立金		
当 期 首 残 高	210,000	150,000	0	30,000	1,007,800	49,201	△ 5,975	1,441,026
当 期 変 動 額								
剰余金の配当						△ 8,921		△ 8,921
剰余金の内訳科目間の振替					30,000	△ 30,000		
当 期 純 利 益						12,255		12,255
自 己 株 式 の 処 分			2,272				5,975	8,247
当 期 変 動 額 合 計	0	0	2,272	0	30,000	△ 26,666	5,975	11,581
当 期 末 残 高	210,000	150,000	2,272	30,000	1,037,800	22,536	0	1,452,608



◇ 有限会社アグリ甲賀（第20期決算書）

貸借対照表			
平成27年12月31日現在			
			(単位：千円)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>
I 流動資産	9,115		I 流動負債
1 現金及び預金	5,554		1 買掛金
2 売掛金	243		2 未払金
3 商品	2,196		3 未払法人税等
4 貯蔵品	2		<b>負債の部合計</b>
5 仮払金	1,120		<b>3,269</b>
II 固定資産	218		<b>(純資産の部)</b>
1 有形固定資産	118		I 株主資本
(1) 減価償却資産	118		1 資本金
2 投資その他の資産	100		2 利益剰余金
(1) 出資金	100		(1) その他利益剰余金
			① 繰越利益剰余金
			<b>純資産の部合計</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>9,333</b>		<b>6,065</b>
			<b>負債及び純資産の部合計</b>
			<b>9,333</b>

損益計算書	
平成27年1月1日～平成27年12月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	6,409
II 売上原価	6,827
<b>売上総損失</b>	<b>418</b>
III 販売費及び一般管理費	557
<b>営業損失</b>	<b>975</b>
IV 営業外収益	1,928
<b>経常利益</b>	<b>952</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>952</b>
法人税、住民税及び事業税	283
<b>当期純利益</b>	<b>669</b>

株主資本等変動計算書				
平成27年1月1日～平成27年12月31日				
				(単位：千円)
	株主資本			純資産の部合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		
		任意積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	6,000	0	△ 305	5,695
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△ 300	△ 300
当 期 純 利 益			669	669
当 期 変 動 額 合 計	0	0	369	369
当 期 末 残 高	6,000	0	65	6,065

◇ 株式会社あいコムこうか（第5期決算書）

貸借対照表			
平成28年3月31日現在			
(単位：千円)			
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
I 流動資産	153,564	I 流動負債	281,839
1 現金及び預金	38,748	1 買掛金	2,647
2 売掛金	65,831	2 1年以内返済予定長期借入金	103,908
3 棚卸資産	16,889	3 未払金	93,544
4 前払費用	910	4 未払法人税等	186
5 未収入金	31,133	5 未払消費税等	13,203
6 立替金	53	6 前受金	85
II 固定資産	320,852	7 預り金	15
1 有形固定資産	303,164	8 リース債務	68,252
(1) 減価償却資産	303,164	II 固定負債	794,909
2 無形固定資産	16,448	1 長期借入金	698,600
3 投資その他の資産	1,240	2 長期リース債務	96,309
(1) 出資金	1,090	<b>負債の部合計</b>	<b>1,076,748</b>
(2) 預け金	150	<b>(純資産の部)</b>	
		I 株主資本	△ 602,333
<b>資産の部合計</b>	<b>474,416</b>	1 資本金	30,000
		2 利益剰余金	△ 632,333
		(1) その他利益剰余金	△ 632,333
		① 繰越利益剰余金	△ 632,333
		<b>純資産の部合計</b>	<b>△ 602,333</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>474,416</b>

損益計算書	
平成27年4月1日～平成28年3月31日	
(単位：千円)	
I 売上高	607,947
II 売上原価	546,338
<b>売上総利益</b>	<b>61,609</b>
III 販売費及び一般管理費	131,141
<b>営業損失</b>	<b>69,533</b>
IV 営業外収益	11,316
V 営業外費用	3,321
<b>経常損失</b>	<b>61,537</b>
<b>税引前当期純損失</b>	<b>61,537</b>
法人税、住民税及び事業税	186
<b>当期純損失</b>	<b>61,723</b>

株主資本等変動計算書					
平成27年4月1日～平成28年3月31日					
(単位：千円)					
	株主資本				純資産の部合計
	資本金	利益剰余金		繰越利益剰余金	
		その他利益剰余金			
		任意積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	30,000	0	△ 570,610	△ 540,610	
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			△ 61,723	△ 61,723	
当 期 変 動 額 合 計	0	0	△ 61,723	△ 61,723	
当 期 末 残 高	30,000	0	△ 632,333	△ 602,333	

# 「JAバンク基本方針」について

定款第42条第3号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

## 1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者みなさまに便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取り組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取り組みを定めています。
- (2) 一体的事業運営の取り組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取り組みとして、JA等が農林中央金庫に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取り組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

## 2 平成28年3月16日変更の主な内容

平成28年3月16日開催の農林中央金庫臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同28年4月1日より実施されました。

JAバンク自己改革及び農協制度改革等に係る諸課題に対応するため、主に以下のとおり変更されています。

- (1) JAが、営農経済事業に注力するため、自ら希望して信連または農林中金への信用事業譲渡を行う場合等について、必要な支援策と支援の前提条件を定める。また、農林中金への信用事業譲渡を行う場合に特定承継会社を受皿とする方式が法整備されたことを受け、同社の位置づけを定める。

(2)平成28年4月1日施行の改正農協法により会計監査人監査が選択可能となることを受け、  
JA・信連が会計監査人監査を選択した場合の取り扱いとして、その会計監査人との間で、  
農林中金が情報連携を図ることを定める。

(3)基本方針に定めるJAのレベル格付の指定基準及び改善目標を明確化する。

以 上